# 予算審查特別委員会 第2号

# 平成28年3月16日(水曜日)

## ○議事日程

- 1 議案第 6号 平成28年度古平町一般会計予算
- 2 議案第 7号 平成28年度古平町国民健康保険事業特別会計予算
- 3 議案第 8号 平成28年度古平町後期高齢者医療特別会計予算
- 4 議案第 9号 平成28年度古平町簡易水道事業特別会計予算
- 5 議案第10号 平成28年度古平町公共下水道事業特別会計予算
- 6 議案第11号 平成28年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算

## ○出席委員(10名)

1番	木	村	輔	宏	君	2番	堀			清	君
3番	真	貝	政	昭	君	4番	岩	間	修	身	君
5番	寶	福	勝	哉	君	6番	池	田	範	彦	君
7番	Щ	П	明	生	君	8番	髙	野	俊	和	君
9番	工	藤	澄	男	君	10番	逢	見	輝	續	君

## ○欠席委員(0名)

# ○出席説明員

町			長	本	間	順	司	君
副	町	Ţ	長	田	口	博	久	君
教	育	Ĩ	長	成	田	昭	彦	君
総	務	課	長	藤	田	克	禎	君
企	画	課	長	小	玉	正	司	君
財	政	課	長	三	浦	史	洋	君
民	生	課	長	和	泉	康	子	君
保	健 福	祉 課	長	佐	藤	昌	紀	君
産	業	課	長	宮	田	誠	市	君
建	設 水	道 課	長	本	間	好	晴	君
会	計管	河 理	者	白	岩		豊	君
教	育	次	長	佐々	木	容	子	君
産	業 課	長 補	佐	井	本	将	義	君
総	務	係	長	高	野	龍	治	君

財 政 係 長 細 川 正 善 君

# ○出席事務局職員

 事 務 局 長
 本 間 克 昭 君

 議事係長兼総務係長
 中 村 貴 人 君

開議 午前10時00分

**○議会事務局長(本間克昭君)** 若干早いのですけれども、本日の会議に当たりまして、出席状況を報告申し上げます。

ただいま委員10名全員の出席でございます。

説明員は、町長以下15名の出席でございます。

以上です。

### ◎開議の宣告

**〇委員長(岩間修身君)** ただいま事務局長報告のとおり10名の出席を見ております。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時00分 再開 午前10時02分

- **〇委員長(岩間修身君)** それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
  - ◎議案第6号ないし議案第11号
- O委員長(岩間修身君) それでは、平成28年度古平町一般会計予算、歳出から質疑を行います。 84ページ、85ページ、1款議会費について質疑を許します。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- **〇委員長(岩間修身君)** ないようですので、次に2款総務費、86ページから107ページまで質疑を 許します。
- **〇9番(工藤澄男君)** ページ数は91ページです。委託料の役場庁舎等清掃業務委託料について伺います。

前年度まではたしか賃金として作業員にお金を支払っていたように思われます。そして、実際のそのときの金額と今回の委託料の金額、約100万円ほど何か少なくなっているように思うのですけれども、この内容をお知らせください。

○委員長(岩間修身君) 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時03分 再開 午前10時05分

- ○委員長(岩間修身君) 会議を再開いたします。
- **〇総務課長(藤田克禎君)** 去年の賃金での内容でございますが、昨年度の賃金につきましては278

万5,200円、年間を通してでございました。勤務時間につきましては、朝6時から8時半、2時間半で、夕方、午後5時から9時まで4時間、合計1日の勤務時間が6時間半としておりましたが、この方がやめられることになりましたので、委託といたしました。委託先につきましては、今は共和でやっておりますけれども、28年度については入札を行います。それで、その勤務の状況でございますけれども、1人で勤務いたします。時間的なものにつきましては7時半から11時半、4時間という形では考えてございます。

以上でございます。

- **〇9番(工藤澄男君)** そうすると、午前中だけの勤務ということでこれだけ、勤務といいますか、 金額が下がったということでよろしいのですね。
- **〇総務課長(藤田克禎君)** はい、そのとおりでございます。ただ、一部昨年度と違う部分に関しては周りの清掃という部分がございますけれども。

以上でございます。

- **〇9番(工藤澄男君)** 次に、95ページ、これは企画の負担金及び交付金の部分だと思いますが、 浜五町内会コミュニティ助成事業助成金として250万ほどでていますけれども、この仕事の内容をお 知らせください。
- **○企画課長(小玉正司君)** ここで浜五町内会コミュニティ助成事業助成金でございますけれども、これにつきましては最近なかったのですけれども、平成20年当時まで毎年のように各町内会で祭典、お祭りの道具、山車だとか太鼓だとか、そういうのがございましたけれども、浜五町内会からお祭りの関係の太鼓だとかはんてんだとか、そういう申し込みございましたので、宝くじ助成のほうに申し込みいたしまして、28年度、助成つけばいいなと、そのように考えてございます。
- **〇9番(工藤澄男君)** 前にうちの町内でもその宝くじを利用しまして、いろいろやはりお祭り道 具も買いましたし、今のパークゴルフ場の建物もたしかそうではなかったかなと思ったのです。そ れであればわかりました。

あと、以上です。

- **○8番(高野俊和君)** 今の工藤委員から質問ありました総務の庁舎清掃でありますけれども、これ今まで個人にお願いをしていたと思うのですけれども、今の課長の答弁では、ことしから入札をするということはこれからは業者委託をするということなのでしょうか。
- 〇総務課長(藤田克禎君) はい、そのとおりでございます。
- **〇8番(高野俊和君)** 今説明ありましたけれども、個人の場合はたしか時間数にして午前、午後と少し時間が長いと思うのですけれども、今回からは午前中4時間ということだけで、それで庁舎清掃自体はそれで十分間に合うというふうに考えて、この金額になったのでしょうか。
- **〇総務課長(藤田克禎君)** 多少周りの清掃業務だとかという部分は委託にしまして除かれる部分 はございますけれども、庁舎の中についてはよろしいのではないかなというふうに思ってございま す。
- ○8番(髙野俊和君) わかりました。

次に、その下に今年度明和地区の住民集会所の改築事業の実施設計委託料載っておりますけれど

も、本工事来年になると思いますけれども、事業計画見ますと150平米程度ということでありますので、ほぼ沖村の集会所と同じぐらいの大きさ、同じぐらいの規模なのだろうと思いますけれども、総体的に同じレベルだと思いますけれども、今明和地区の世帯数や人口、おおむねわかりますか。

- ○総務課長(藤田克禎君) 済みません。ただいまお持ちでございません。
- **○8番(高野俊和君)** これも沖村と同じで、緊急の場合に避難場所の一つとしても当然考えているという施設なのでしょうか。
- **○企画課長(小玉正司君)** 避難場所といいますか、災害の規模にもよりますけれども、災害の規模といいますか、種類によりますけれども、場合によっては避難場所になりますし、それから大規模になれば集合場所とか、そういうようなことで地域のコミュニティー、それから災害も含めて広域的に利用してもらいたいと考えています。
- ○8番(髙野俊和君) わかりました。

次に、101ページなのですけれども、戸籍住民基本台帳の委託料でありますけれども、13節委託料の標準宅地鑑定評価がえ委託料とあります。これ一昨年、平成26年度に固定資産税路線価鑑定業務委託料とありますけれども、これ載っていたのですけれども、この標準宅地鑑定評価というのと固定資産税の路線の鑑定業務というところと別のものなのでしょうか。

- **○財政課長(三浦史洋君)** ご質問の部分ですが、まず固定資産税の部分、3年に1度評価がえをします。平成の3のつく倍数ですので、三九、二十七、平成27年度にまず評価がえがありました。次は30年度に向けて、まず28年度、第1年目にこの標準宅地の評価がえをします。第2年目に路線価の鑑定評価をいたします。それで土地の価格を決定しようと思っております。内容的には標準宅地、古平町内の全体で32ですか、例えば西部地区では8カ所というような感じでやってございます。それは、大体状況の類似している地域を区切っていきまして、ある部分のその部分の宅地の評価を専門家にやっていただいております。それを踏まえて次年度、29年度になりますか、路線価、前回は町内、細かく路線区切りまして、374だったと思います。そのぐらいに区切ってこの部分の路線は8,700円ですよとかというのを設定をしていくと、そういう感じにしております。
- **○8番(高野俊和君)** 固定資産税の路線価鑑定業務というのは3年に1回というのは前にたしか聞いていたのですけれども、ということはその前、3年にそれ1度ですけれども、やっぱりその前に予備的に審査とか、そういうのあるのですか、それとも今ちょっと理解していなかったのですけれども、全く違うところを評価するのですか、それとも固定資産税の路線を調べるために前の年とかに準備をしておくという、そういう考えになる、そういうことなのでしょうか。
- **○財政課長**(三浦史洋君) それぞれ3年たちますので、価値というのも変わってくると思います。 場所、例えば標準宅地32カ所の部分は前回と前々回は変えてございません。路線価、道路の部分の 区切りについては小学校通線がちょっと延びましたので、その部分で1路線ふやしたと、1区間ふ やしたという形でやっております。だから、全体的に町が変わっていくというのか、造成されてい くだとかというところだとふやしていかなければならない、その場所にも価格を決めていかなけれ ばという感じです。
- **〇1番(木村輔宏君)** 91ページです。先ほど違う委員さんからお話がありましたように、明和地

区集会所、これ予定として、去年は沖町、来年は明和とすれば、あと西部と中央と2つあるのですけれども、これは年数的に古いから、明和を先にやるのか、それとも順次そういう、明和の次は西部になるか中央になるかわかりませんけれども、やるのかという考え方あるのでしょうか。

**〇委員長(岩間修身君)** 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時17分 再開 午前10時18分

- ○委員長(岩間修身君)会議を再開いたします。
- **〇総務課長(藤田克禎君)** これにつきましては、建物の老朽化が主体として考えてございます。 ただ、建てるに当たって敷地の問題もございますので、そこら辺が解決したところが先という形に なります。

以上でございます。

- **○1番(木村輔宏君)** ということになると、西部とか中央集会所は何か問題があるのですか。土地を使う、買収するもろもろについて、あるということでいいですか。
- **〇総務課長(藤田克禎君)** 集会所を建てて、そこに建て直すということは考えてございません。 選挙等もございますので、別なところに建ててというふうに役場のほうでは考えてございますので、 敷地の適当な場所が見当たらないというのが実情でございます。
- **○1番(木村輔宏君)** ただ、それでいくと老朽化しているのは、明和が使っている回数がどうこうというよりも、頻繁に使うのは中央集会所なり、西部集会所が多いのです。とすれば、逆に土地を早急に探していただいて、予定をつくっていただくのが先決ではないかと思うのですけれども、いかがなものでしょうか。本当はちょっと違うことに。
- **〇総務課長(藤田克禎君)** 土地を適当に探すと言われても、土地というのはそこにあるものでございまして、移動するものではございませんので、建物を建てるに当たって広さ的なものもございますので、そんなところの答弁でどうでしょうか。
- **○1番(木村輔宏君)** それは難しい話ではなくて、ただ言えることは明和の次に西部なり中央なりを予定していますというだけで結構だと思います。

次、同じページであります。最近話題になっていることでございますけれども、光熱費の問題で新聞に、ロジテックですか、随分騒がれていますけれども、古平町ではああいう面で、例えば今回小樽のお話が出まして、一千数百万の節税になりましたと。節税という、金額的に違ってきましたということになってきますと、京極さんとかもあるようですけれども、古平でもそういう対応をして、幾らかでも経費節減をするというものの考え方はあるのでしょうか。

○総務課長(藤田克禎君) 実際の話、古平町にも使いませんかという依頼はございました。ただ、その中で、先ほど新聞報道でもございましたとおり、ちょっと名前は今の段階では忘れてしまったのですけれども、名古屋、新潟で電気買ったのだけれども、払っていないというような状況の会社もございましたので、決断したのはその前でしたけれども、そういった部分も考慮すれば今の段階、

北電からの売電で適当でないかなというふうに考えてございます。

- **〇1番(木村輔宏君)** ただ、どこから買うのがいいとか悪いとかということではないですけれども、ただ4月1日から自由化になりますよというものを考えれば、考える必要はあるのではないかと思うのですけれども、どうでしょう。
- ○総務課長(藤田克禎君) 先ほど答弁でも申しましたとおり、古平町でも依頼があった段階で考えておりました。考えて、協議した結果北電という結論に達したわけでございます。
  以上でございます。
- **○1番(木村輔宏君)** それ課長、わかるけれども、考え方はわかるけれども、ただ今4月1日から新しく自由化になりますということを考えれば、考える必要はあるのではないか。いい、悪いではない。いい、悪いではなくて、4月1日から自由化になるということを考えれば、やっぱり経費節減を考えれば、考える必要。逆に言えば、考え方でしょうけれども、私もこれはわからないですけれども、北電が逆に安くするということもあるのかもしれませんけれども、その辺のことも答弁、どうでしょうか。
- **○副町長(田口博久君)** 業者さんからの申し出内容、数社あったようですけれども、そうした中で検討した中で、小学校は特定の施設になりますけれども、小学校については今現在北電のいろいろな安い制度を使っているので、小学校に関してはそんなにほとんど差が出てこないというようなお話もありました。確かに数十万とかといった差は出てくるようです。ただ、先ほど課長申しておりますように、新しい電力会社の経営状況といいますか、そういったものも含めましてもう数年、それから北電の状況、それから新電力の状況も数年、ここ二、三年なり様子を見た上できちんとした方向性を決めたいというふうに考えております。
- **○3番(真貝政昭君)** 95ページの上段、3行目の浜五町内会コミュニティ助成事業助成金について説明をしてください。
- **○企画課長(小玉正司君)** もう少し具体的に質問願いたいと思います。
- ○3番(真貝政昭君) 助成の内容について伺います。
- **○企画課長(小玉正司君)** 先ほど工藤委員からもございましたけれども、これにつきましては平成20年当時まで各いろんな町内会からお祭りの山車だとか太鼓だとか、そういうのございました。 それと同じく浜五町内会につきましても平成10年に一度浜五町内会から宝くじの助成金、財源は宝くじの助成金でございます。それをもとにして再度要望が上がってきたと。もう少し詳しく言えば、山車一式、それから宮太鼓、それから附属の小さい太鼓2つ、ちょうちん、はんてん、以上の内容で要望上がってきましたものですから、町を通して北海道振興協会のほうに今申請しているところでございます。
- ○3番(真貝政昭君) 一式というのは珍しいのですね。
- **○企画課長(小玉正司君)** 済みません。もう一度質問をお願いします。
- **○3番(真貝政昭君)** 太鼓セットとか、それからみこしというのは単品でというのは記憶あるのですけれども、山車とか一式というのは珍しいというふうに思っていたのですけれども。
- **〇企画課長(小玉正司君)** お祭り全体の一式ということでなくて、山車の車の骨組みだとか本体、

それの一式という意味でございます。太鼓含めた全ての一式というふうではございません。

- **○3番(真貝政昭君)** だから、珍しい助成と思うのですけれども、大規模に骨組みから何からというのは、拡大されたのですか。
- **〇企画課長(小玉正司君)** 先ほども言っていますけれども、平成20年当時までは毎年のように各町内会で同じような助成上がってございました。
- **〇3番(真貝政昭君)** 同じページの中段の社会保障・税番号制度システム整備業務委託料703万5,000円ですが、説明資料だと43ページになりますけれども、これについて一般財源として国支出金と同額程度の支出がされておりますけれども、内容について詳しく説明をしてください。
- **〇総務課長(藤田克禎君)** これにつきましての内容は通信テスト、確認の業務でございます。対象システムとしては住基台帳システム、地方税システム、ここにいろいろ書かれてございますが、これらのシステムが対象となるシステムでございます。

以上でございます。

**○3番(真貝政昭君)** 後段の税番号制度というのがくっついているのですけれども、これとの関連で何かわかりやすい説明はできますか。

(「答弁調整お願いします」と呼ぶ者あり)

○委員長(岩間修身君) 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時28分 再開 午前10時30分

- ○委員長(岩間修身君) 会議を再開いたします。
- ○総務課長(藤田克禎君) この中段の施行場所等見取り図というところに図が描かれてございます。右手下のほうに都道府県、市町村と書かれているサークルがございまして、これが国との連携を図るわけでございます。その連携がうまくいくかどうかというそのテストでございます。ご理解いただけませんでしょうか。
- **○3番(真貝政昭君)** 工事をするとかではなくて、テストするだけのものなのですか。

それと、総背番号制になりました。例えば対象システム等という説明のところで住基だとか地方 税だとか国保だとか年金だとか住宅管理だとか、いろいろとありますけれども、全て番号でシステ ム化されるという、そういう内容のテストなのでしょうか。基本的に全て役場のほうで番号を把握 するという前提でやるということなのですか。

○総務課長(藤田克禎君) ここに書かれているシステムにつきましては、国で求められている、町村に求められているシステムでございます、これだけの連携をしなさいというようなことで。今回の社会保障・税番号制度システム整備事業の中でやりなさいというふうに言われているシステムでございます、連携をとりなさいというふうに。ただ、それが町村によっては地方税システムが抜けたとかというふうに、町村の選択でそういうような選択もできます。

(何事か言う者あり)

○総務課長(藤田克禎君) 済みません。できないそうです。

(何事か言う者あり)

○委員長(岩間修身君) 真貝委員、本会議中ですので。

(何事か言う者あり)

**〇副町長(田口博久君)** ここで言っています個人番号というのは、いわゆるマイナンバーに関す ることです。既に平成26年、27年のシステム整備、あるいは国のスケジュールに沿って進めており まして、私ども、皆さん個人に番号が来ていると同時に住民係のほう、住基の中ではもう番号が振 番されています、既に。マイナンバーを全て管理するのかというお話ですけれども、そういうこと ではなくて、あくまで必要な業務でその都度申し出ていただくというのが原則です。使える業務に つきましても、ここで言っていますように、福祉、税、それから災害でしたか、そういった範囲に 限定されます。ですから、それぞれの業務が基本的にマイナンバーを前提としています、届け出な りの段階で。そうしている、福祉の業務がたくさんそのように想定されています。以前にもお話し したかと思いますけれども、多分住宅のシステムということになると、住宅への入居の届け出の際 にマイナンバーを届け出てもらうと、住宅の担当係のほうへ。それで、住宅の担当の係のほうが個 人からマイナンバーを取得したという形になります。基本的なスタンスでいうと、町でわかってい るだろうと、住民係で押さえている番号あるのだろうと、ではそれが役場の全係で全てで自由に使 えるのかというと、そういうことではないのです。基本的には住民係は住民係。それで、住民票の 移動、転居だとか、あるいは転入、転出も多分その番号を使えば今までのような手続が若干簡単に なるのかなと思います。今だと転出届もらってきて、また今度次のところで転入届を出すとかとい う形になりますけれども、その辺の手続若干楽になるのかなと思います。それから、さっき言いま した住宅の話でいいますと、毎年かな、所得証明なりを税の証明をもらって、家賃の決定という手 続をしていますけれども、そういったことがマイナンバーを届け出る、そういうことによって連携 できる。うちの税は税で番号押さえていますし、その税の情報というのはあくまで個人からの求め なりがなければ勝手によその役所には出せない形になっています。幾ら役場の中であっても一線を 画しています、税の情報というものは。それを住宅のほうにマイナンバーを届け出る、そしてその 番号を使って税の情報を集めるということが、そういうことが合法的にできるようになります。で すから、今まで財政課の課税のほうに行って、毎年所得証明下さいとかと言って、建設課にそれを 届けて、家賃を決定するとかという流れだったものが、番号によってそういったものが簡略化され る、そういったようなことになります。それが今度、ちょっと私も正確に把握していません。推測 の話になりますけれども、例えば幼児センターの保育料の決定についても所得なりがベースになり ます。今は、1月1日現在にいた町村で所得、住民税、そういったものは押さえます。ですから、 1月以降、今例えば3月とかに転入してきた人というのは前の住所地から所得証明とらなければな らないです。それを添えて基本的に幼児センターのほう、福祉係なりのほうに届け出て、保育料の 決定という流れになります。ですから、その分がマイナンバーということになると、前の住所地へ の照会、情報の取得、所得証明というわざわざ役所へ行って、前にいたところへ行かなくても、郵 送でもいいのでしょうけれども、そうやって書類を紙で取り寄せなくてもできると、そういう連携

ができるようにするということです。今はそれぞれの業務の中で番号の取得が各事業所なんかでも やられていることかなと思います。事業所で社会保険への届け出書類だとか、税の扶養控除の申告 だとか、そういった書式にことしの1月以降マイナンバー届け出てくださいとかという形になって いるかと思います。そういった連携というのをそういったような形でよその町と、そこへ行くため には中間サーバーとか何かいろいろありますけれども、そういう秘密が漏れないような形の中でや っていくというシステムの連携です。

今、私も最初勘違いしておりましたけれども、私たち町民、国民につく番号というのは膨大な、たしか5種類、古平町で考えると5つとか6つとか番号を持つような格好になります。今現在税とか住民票とか電算で処理していますけれども、それぞれに古平町独自の番号というものをつけています。その番号が全てなくなって、このマイナンバー一つで管理するのかというと決してそうではなくて、従来からある番号はそれぞれそのまま使っていきます。そして、そのほかに今の国で設定したマイナンバー、そういったものを加えられるような形になります。ですから、通常業務では私どもはマイナンバーを使ってどうのこうのという業務はしません。今の電算システム自体が、例えば住民票のシステムもあるのですけれども、その中でも住基コードという名前のコード、何桁かのコード持っています。住民票下さいとか何だとかという場合は、通常はその住基コードだけで処理していきます。と同時にそのシステムの中にマイナンバーもつけられています。そういうシステムになっています。ですから、もしというか、何か必要なことがあって、マイナンバーが記入された住民票が欲しいという方にはそういう住民票も出せます。ですけれども、通常はそういったものというか、マイナンバーが入らない今までどおりの住民票、当然に出しますし、その住民票を出すまでには、話くどくなりますけれども、従来のシステムの番号なりで全て処理していきます。税との関係とか、役場の中のシステムがそういうような形になります。

ちょっと余計、別なそれた話にもなりますけれども、障害のシステムというのがそれだけ今は別会社のシステムになっています。そうすると、それはそれで、障害のシステムはシステムでまた番号を持っています。その番号との連携というようなことでもあります。ですから、何種類も番号あるわけです。だから、マイナンバーしか役場の中のシステムでなくなるのかとか、そういうことではありません。マイナンバーを通して連携したり、業務を進めるときだけその番号を使うという考え方になります。ちょっと詳しくは把握していないのですけれども、おおむねそういった流れになります。

**○3番(真貝政昭君)** 2つ聞きたいのですけれども、まず1点目は役場内での住民の情報管理なのですけれども、それぞれの部署でそれぞれの番号があるということで、それを中枢なりが名前を打ち込むと全ての分野の情報が入るという、そういうシステムではないということですね。ところが、マイナンバーを届けますと、各部署のいろんな番号がマイナンバーで全部わかりますから、そういうことがマイナンバーを届け出ることによってそれができるということになるのでしょうか。そういう前提に立ちますと……

(何事か言う者あり)

**〇3番(真貝政昭君)** いいですか。ではまず、それを聞きます。

○副町長(田口博久君) そうはなりません。それぞれ業務でやれる範囲というものは限られています。ですから、当然に今現在も税関係の職員しか税のシステムは開けないようになっています。それがマイナンバーになるとそういったセキュリティーといいますか、そういった部分はさらに厳しくなっていきます、逆に。紙、例えば児童手当の申請書にマイナンバーを書いた申請書を出してくださいとなってくると、その申請書自体の保管というのも今まで以上に、鍵のかかるロッカーに入れなさいとか、そういった管理が必要になってきます、紙ベースのものも。だから、そういう形になってきますので、システム化されればされるほど逆にセキュリティー、使える職員の範囲とか見れる範囲というのは限られてきます。そして、見たら見たで誰がいつ見たかということがわかるような形になります。

**○3番**(真貝政昭君) 今聞いた質問は、申請主義というルールがありますよね。例えば就学援助でも、それから水道料の減免でも全て本人が申請しなければできないルールがしかれていますよね。 それがマイナンバーが出てくることによって、そういうのが省かれて、簡素になるのかなという、 そういう疑問があったものですから、今の質問を聞いていると従来どおりだということなので、そういう申請主義についても今までどおりという、そういう認識でよろしいのでしょうか。

**○副町長(田口博久君)** そのとおりです。申請後の手続が簡単になるというふうに理解したほうがいいかと思います。

○3番(真貝政昭君) それから、国のほうとのスムーズにつながるようなテストをことしやるということなのですけれども、昨年でしたか、一昨年でしたか、高校を卒業する3年生を対象に全国的に自衛隊の勧誘のためのはがきというか、書類が各高校生に郵送されたのです。それが情報どこから出たのかというので疑問を持たれたのですけれども、住基ネットでないかと。それで、それが国の機関ですから、自衛隊は。それを利用したのでないかという疑問が出ましたけれども、今回のこういう国のほうとつながることによって古平町の町民のいろんな各部署の情報が国のほうとつながる、それが漏れないように何か仕掛けがされているということなのですけれども、その仕掛けを取っ払うというのは国のほうでは割と簡単にやってのけられるのではないのかと、そういう疑問があるのですけれども、どういうふうになっていますか。

**○副町長(田口博久君)** 推測での話になりますけれども、多分できないと思います、勝手には。 12月でしたか、私どものほうでも町内で使える業務の条例化とかいうこともしましたけれども、これで使える業務というのは法律で決められております。ですから、法律の改正をして、そういった今真貝委員おっしゃったようなことにも使えるという法律の改正なりがあればできるようになるかと思いますけれども、今現在では自衛隊なりに関して言いますと、うちはたしか閲覧という、基本的に、自衛隊法だったと思いますけれども、の中で自衛官の募集事務については市町村の事務でもあるか、市町村も一緒にやる業務だというふうに法律の中で規定されています。年齢要件での対象者とかいうのは募集事務所のほうの方がいらして、住民票の閲覧という形で、言ってみればどなたでもできる形での閲覧行為という中でピックアップしてという情報提供というか、それは住民基本台帳法にも基づいた何も問題のない方法で今うちではやっています、自衛隊に関しては。ただ、済みません、話それましたけれども、根本的には法定の業務についてだけ連携できるということです

ので、国が情報あるからといって、勝手に引っ張れる、そういったシステムにはならないものと思っています。

- **○3番(真貝政昭君)** 99ページのコミュニティバス運行業務委託料が載っています。総括質問で伺いましたけれども、ほほえみくらすへの運行が冬期に可能となるのを前提にしますと、補正予算ということで考えてよろしいのでしょうか。
- **○企画課長(小玉正司君)** コミュニティバスの契約につきましては、3年間の債務負担行為でやっています。そして、今現在は26年、27年、28年の債務負担行為でございます。そして、距離的に若干延びる可能性もありますけれども、契約の中身については燃料費だとかさまざまあります。そして、燃料高くなったとき、議会で皆さん質問ありましたけれども、この金額でいいのかとか、さまざまありました。それと、今回は大幅に下がっています。その辺も含めまして、この金額のままでよろしいかなと、そのように考えてございます。
- ○委員長(岩間修身君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- **〇委員長(岩間修身君)** ないようですので、次に3款民生費、108ページから127ページまでと地域福祉センター費指定管理料の説明資料であります206ページ、207ページの質疑をあわせて許します。質疑ございませんか。
- **〇9番(工藤澄男君)** 113ページです。委託料の中に高齢者の緊急通報の部分が委託料の部分ありますけれども、26年度決算よりは100万ほどふえていますけれども、これは件数がふえたのか、それともほかにまだ何か理由があるのでしょうか。
- ○保健福祉課長(佐藤昌紀君) ご質問のありました高齢者緊急通報業務委託料でございますけれども、平成27年度までについては健康相談だとか、ぐあい悪くなったときに安全センターのほうに通報できるシステム、あと煙感知器、ガス感知器等々を備えて、安全センターのほうと連携がとれるような、異常事態を察知できるようなシステムで契約をしておりました。件数的には28年1月現在で46件、実績としては27年度でいきますと46件で、予算的には毎年50件程度を想定して予算組みをしてございました。それで、委員おっしゃられるとおり、これまでの平成27年度、26年度と比べまして予算ふやしてございます。この内容につきましては、委員以前から質問等でございました見守りセンサー、この関係についてやはり必要であろう、近年の高齢者の取り巻く状況を鑑みると見守りセンサーも必要であろうということで、今までのシステムに見守りセンサー、それから異常事態に対する駆けつけ業務等々を加えた形で28年度予算を組んでございます。件数としては従来どおり50件、今までの実績からいきまして50件程度を予定しておけばおおよそよろしいのではないかというふうに考えております。簡単にいいますと、今までのシステムに見守りセンサー、駆けつけの部分をプラスして予算組みをしてございます。
- **〇9番(工藤澄男君)** そうしますと、今までつけていた方はそういうシステムで利用できるということ。そしてまた、今度、今まだまだひとり暮らしの高齢者ってつけていないような人ってたくさんいまして、結構体の弱そうな人でもそういうのつけていない人が結構あるので、これからまだまだふえてくる可能性があると思います。けれども、その辺の対応はどうしますか。

**○保健福祉課長(佐藤昌紀君)** 委員のご指摘のとおり、その辺の懸念は私どももちょっと考えておりますが、初めて導入するシステムですので、どういうふうに変わっていくのか、利用者によっては従来のシステムだけでいい方もいるのではないか、逆に見守りセンサーだけでいい方もいるのではないか、さまざまな想定がされます。そういった中で、まず従来から利用している方々にこの新しいシステムを導入した中で利用者と話しながら、この見守りセンサーが要らなければその部分は、機械ですので、外すこともできます。見守りセンサーですので、個人のプライバシーの問題もございます。それを望まない方もいるかと思いますので、その辺は利用者と話しながら、それで見守りセンサーのほうが件数ふえていくようであれば、それは状況に応じて変更していきたいなというふうに考えております。

**〇9番(工藤澄男君)** 今課長言ったように、そういうのを拒否するという方もいると思います。 うちの町内にも防災無線つけたときに必要ありませんと断った家庭もありましたので、まず今課長 いったように、片方で済むようであったらそういう点をきめ細やかにして、なるべくたくさんの人 が利用できるようにしてほしいと思います。答弁は要りません。

次に、117ページの介護予防のほうで、委託料で除雪サービス委託料というのがあります。これも 26年度の決算から見れば約20万ほどふえているのですけれども、これもやはり同じような質問なの ですけれども、件数なのか、それとも賃金等の値上がりなどを考慮したものなのか教えてください。 〇保健福祉課長(佐藤昌紀君) まず、実績としましては、ほほえみくらすができてから減ってございます。27年で32件、26年で33件、それからほほえみくらすできる前の25年で46件、24年で54件と減ってきてございます。予算としては、40件を想定しております。過去から見て件数は減っているのに金額が上がっていることについては、従来の玄関前の直近の道路までの幅1メートル程度で の間口除雪のほかに創生事業の関係で屋根の雪おろしだとか、そういうことを含めての制度に変えていこうと思いまして、予算がふえてございます。

**〇9番(工藤澄男君)** わかりました。

次に、123ページの幼児センターの部分なのですけれども、工事請負費、センターの屋根の修理はいいのですけれども、その下に保育室の増室工事請負費とありますけれども、これはどういう部分を増室するのでしょうか。

- **○民生課長(和泉康子君)** 幼児センターの保育室の増室工事請負費ですが、こちらの事業内容としましては、幼児センターにカウンターつきの場所があるのですけれども、ホールの手前です。そこをちょっと保育室の一部にしたいということで床の張りかえとカーテンで仕切れるように。理由といたしましては、今未満児さんの部屋が定員ぴちぴちということと、あと午睡の時間とかは保育士がその中に大人4人とか入りますので、もしそこで泣いた子とかがいればそちらの今回増設した部分に連れ出して、ちょっと違う保育をしていきたいなということで増設、大きな改修ではなく、まずその辺からの使い勝手を考えていったための工事でございます。
- **〇9番(工藤澄男君)** そうすると、カウンターはそのままで、あの部分だけに部屋をつくるという考えでよろしいのですね。
- **○民生課長(和泉康子君)** そのとおりでございます。一応仕切るために上のほうにカーテンもさ

らに増設するということで。

- **〇9番(工藤澄男君)** 125ページ、これも幼児センターの部分だと思うのですけれども、備品購入費の中に避難車兼用お散歩車購入費というのがあるのですけれども、この内容を教えてください。
- **○民生課長(和泉康子君)** 物としましては、乳母車の大型版で、一度に、シートが4つついていまして、児童4人一気に運べるという。今、月に1回とか避難訓練していまして、小さい子が温泉まで急いで歩くというのは困難であろうということで、今大きな乳母車、4人乗りの乳母車を備品として購入するものです。
- **〇9番(工藤澄男君)** それは、例えば公園などに行くときに4人ぐらい乗っていくと。そして、 万が一災害みたいなときが起きて、緊急に保育所だけである程度避難しなければならないような場 合も出てくると思うのですけれども、そのときも利用できるようなものなのですか。
- **○民生課長(和泉康子君)** 基本的には4人乗りですけれども、そういう状態のときは何人でも乗れるだけ乗せて運んでいきたいということで、必要性があれば今後子供の人数に合わせてふやすことも検討していきたいと思っております。

(「委員長、済みません。答弁の訂正をさせてほしいです」と呼ぶ者あり)

**〇保健福祉課長(佐藤昌紀君)** 申しわけないです。先ほど工藤委員から質問のございました除雪サービス委託料の関係で、私回答に誤りがございましたので、訂正させていただきます。

工藤委員からのご質問で予算若干ふえているようですけれども、内容的には変わったのかというお話でした。その際に屋根の雪おろし除雪も含めてというお話を回答したかと思いますが、訂正させていただきます。除雪サービス委託料については、あくまでも従来どおりのもので、27年度の予算でいきますと136万3,000円で、想定件数が50件としておりました。平成27年度については予算として126万7,000円で、想定件数が40件で、先ほど誤って回答した屋根の雪おろし除雪に関しましては予算書117ページの一番下、19節負担金補助及び交付金の一番下のところに高齢者等屋根雪おろし助成金でこの屋根おろし事業をやる予定としております。訂正お願いいたします。

(何事か言う者あり)

**〇委員長(岩間修身君)** 質疑の途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時03分 再開 午前11時13分

- ○委員長(岩間修身君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
  - 3款民生費、質疑。
- **〇8番(高野俊和君)** 初めに、109ページの社会福祉総務費でありますけれども、19節の負担金補助及び交付金であります。昨年スタッフ、局長ですけれども、かわりましたけれども、まず今年度スタッフに変更ありますか。
- 〇委員長(岩間修身君) もう一度。
- **〇8番(高野俊和君)** 負担金補助及び交付金のところで、古平社会福祉協議会の運営助成金であ

りますけれども、まず昨年スタッフ、局長さんですけれども、かわりましたけれども、今年度スタッフに変更ありますか。

- **〇保健福祉課長(佐藤昌紀君)** 去年の予算との対比でいきますと、局長の分が正職員から嘱託職員に変わっているというところで、あと主任、それから管理係職員、それから専門職員の人数的なものについては変わりございません。
- **○8番(高野俊和君)** この金額、内訳として昨年聞いたと思うのですけれども、会長の年報酬30でしたか、それと局長の給料がこの中の2分の1が給料分、局長の給料が2分の1、それとその他の職員が4分の1含まれているということだったと思うのですけれども、そうでしたか。
- **〇保健福祉課長(佐藤昌紀君)** 会長の報酬、それから局長の人件費の2分の1、それから主任の人件費の4分の3、それから管理係職員の人件費の2分の1、それと専門職員の人件費の4分の1を負担してございます。
- **○8番(高野俊和君)** 今年度主任、それから専門職員とか局長以外の職員の給料体系の変更ってありますか。
- **〇保健福祉課長(佐藤昌紀君)** 給与の関係については抜本改革を平成28年度でしてございます。 大ざっぱなお話をしますと、まずこれから採用される方と今現在既に在職している方と大きく分け てお話ししますと、今後新しく採用する方については基本的には役場の給与表を準用した中で、そ れのおおよそ9割程度で考えてございます。あと、既に在職されている方々については、今役場の 給与と比べていきますと約2分の1くらいです。おおよそです。それを今回の抜本改革の中で処遇 改善手当等々含めて65%くらいまで、役場職員の給与表と照らし合わせて65%程度まで持っていこ うかというふうにしてございます。これ個々の職員によって違いますので、はっきりとは言えない のですけれども、全体で平均してみますと役場の給与表と比べて、今まで50%だったものを65%程 度まで引き上げる改正をしようとしております。今後について、新しく採用される方が90%程度、 それから今いる方が65%程度という差がありますけれども、今後のことについては状況を見ながら どう進めていくかということについては今後の検討になっていくかと思います。
- ○8番(高野俊和君) 若干社会福祉協議会の給料のこといろいろ話に出ていたのは聞いております。今後28年度から新採用が役場の大体 9割、それと現在の人が65というのも少し厳しいのかなというふうにも思いますけれども、これから今課長のお話で抜本的な改革していくということでありますから、その辺も考えていただきたいというふうに思っております。

次、いいですか、続き。

- 〇委員長(岩間修身君) はい。
- **○8番(高野俊和君)** 続きまして、110ページの生活支援ハウスの運営費、13節でありますけれども、委託料で生活支援ハウス運営業務委託料2,529万8,000円出ていますけれども、これは職員の人件費やショートステイでかかる分だと思いますけれども、これ昨年、一昨年と比べますと大幅に予算ふえていますけれども、この説明できるでしょうか。
- **〇保健福祉課長(佐藤昌紀君)** 生活支援ハウス、ショートだけではなくて、12部屋の生活支援ハウス、それとショート2部屋の合わせての管理。ショートについては厳密にいきますとショートス

テイのほうで委託料でお支払いしていますので、厳密にいけば違うものなのですけれども、ここに係る経費のほとんどが人件費という観点からいきますと若干関係してくるのかなということで……ちょっと済みません、言い方間違っています。ショートステイのお部屋ではなくて、生活支援ハウス12部屋の業務です。それで、内容としては人件費がおおよそで、この職員についても社協の職員を派遣していただいておりますので、抜本的改革がされていますので、その分で上がってございます。

○8番(髙野俊和君) わかりました。

引き続き112ページなのですけれども、20節の扶助費ですけれども、これたしか昨年聞いたのです。 これかるな3名と和順荘3名分と聞いておりましたけれども、ちょっと……

(何事か言う者あり)

**〇8番(高野俊和君)** 3・3だと思いますけれども……

(何事か言う者あり)

**〇8番(髙野俊和君)** 3人でしたか。

(何事か言う者あり)

- **〇8番(高野俊和君)** 済みません。これそしたら詳しくちょっと説明してください。
- **〇保健福祉課長(佐藤昌紀君)** この扶助費につきましては、余市のかるな和順に入所されている 3名の分でございます。それで、委員おっしゃられた部分、過去に、平成21年当時かるな和順に5 名、それからむつみ荘に1名、その後平成22年にかるな和順で4名だけ、平成23年から現在も入所 されている3名の方だけになってございます。
- **○8番(高野俊和君)** ちょっとお聞きしたいのですけれども、今年度積丹にできる施設に入居した場合はこの制度は適用なりませんよね。
- **○保健福祉課長(佐藤昌紀君)** 表面的なお話をいたしますと、積丹町にできるのは特別養護老人ホーム、それとこの扶助費で見ていますのが養護老人ホーム。制度的なことでいきますと、介護保険制度が始まる前から措置制度というものがありまして、その時代からの流れであります養護老人ホームに入所されている方の関係でございます。特別養護老人ホームについては措置制度でございませんので、こういう形にはなってきません。ただ、特別養護老人ホーム自体にも措置の関係は残ってございますので、行政として措置入所を決定した場合にはこれ関係してくるかと思いますけれども、今一般的に考えて、そういうことは余り考えられないというふうに考えていただいたほうがいいかと思います。
- **○8番(高野俊和君)** 続きまして、113ページ、さっき工藤委員からも質問ございましたけれども、今多分この装置、4月まで町というか、地域にはちょっとつけれないのだろうと思います。ということは、この見守り制度は新規の人に関しては必ず見守り制度の機種というか、機械が付随していたものが4月以降からは配置されるということではないのでしょうか。
- **〇保健福祉課長(佐藤昌紀君)** 委員今ご質問あった件については……どうお答えしていいのかというふうにちょっと悩むのですけれども、あくまでも緊急通報装置、従来の形は従来の形で残しながら、見守りセンサーというものとそれに対応する駆けつけ、確認作業の部分の委託の中でやって

いこうか。今ご近所の方、もしくは町内のご親戚の方等に支援員、協力員として登録していただいて、対応してもらっている部分、これまでの反省の中で協力員、ボランティアでお願いしている部分で、頻回にそういう緊急通報があって、立ち会いなり、支援なりしてもらうと疲弊している方もおられます。そこの部分を業者にお願いしていこうかということで駆けつけの部分を加えてございます。これまだ業者が決まっているわけではないので、今参考程度にそれらをできるであろう業者、数社からいろいろお話を聞いております。これ議決になった後正式にどこにしていくかということを決めることになりますけれども、その機械自体がセットでなければならないのか、それとも別々にできるものなのかという部分も含めて、あと別々にした場合の予算的な観点がどういうふうになってくるのかということもその業者によって状況変わってきますので、するとまだその辺は見えていないです。

**○8番(高野俊和君)** ちょっと勘違いました。4月から新しく新規につける人は必ず見守りセンサーみたいな、そういう器具もつけているものというふうに考えていましたし、ということになると現在つけている人も新しくセンサー、見守りみたいなものをつけるものかと思っていましたけれども、そういうことではないということですね。あくまでも聞き取りして、どうしても必要な人には、業者と相談をして、つける可能性があるという、そういう理解でいいでしょうか。

○保健福祉課長(佐藤昌紀君) これまで約8年間業務を行ってくれていました札幌の安全センター自体は、駆けつけサービスが対応できないということで、この平成27年度3月31日で撤退ということになります。いろいろと今までご相談してきたのですが、駆けつけサービスがやはりできないということで撤退という形になります。ただ、それで今ついている機械というのは、撤去されることになります。それで、その撤去作業、また新しい業者がなった、新しい機械の入れかえ作業等の関係で、切れ目のない状態にしていきたいなということを考えていまして、どうしても4月は今の安全センターさんにしばらくの間お願いしなければならないのかなということも今考えている最中です。安全センターのまんまそのまま新年度新しいシステムができればよかったのですけれども、ちょっとできないようですので、業者をかえていかなければならないなということは考えています。そういった中で、切りかえ作業に対してはまた補正予算等で皆さんにお願いしていかなければならないのかなとは思っていますけれども、機械自体は新しいものに変わってきますので、つける際に全てをセットで考えていくのではなくて、やはり利用者の状況に合わせて、また望むものに合わせて考えていかなければというふうに考えています。ただ、ご本人自体が見守りセンター要らないよという申し出があっても、そのご家族等々の意見等も含めて、最終的に判断していかなければならないのかなと思っています。

**○8番(高野俊和君)** 今の札幌の救急、あれもボタン押すとたしか救急センターに行くと思っていたのですけれども、今回救急センターが撤退するということは1発目ボタンを押すとどこにつながるのでしょう。

**〇保健福祉課長(佐藤昌紀君)** 札幌の安全センターというのもこれは一企業です。オペレーションセンターを構えています。今はボタンを押すとそのオペレーションセンターのほうにつながって、 
応対をしております。新しい業者にあってもオペレーションセンターというものがあるところの業

者を選定していきます。だから、業者は違えども、おおよその仕組み自体は変わらない。ボタンを押したら対応してくれて、それが健康相談であったり、緊急のものだったり含めて、変わってくるのが今までのシステムにプラスして、見守りセンサーでボタンを押さなくても様子がおかしいという状況がわかれば対応ができるというのと、あと業者の職員が確認に駆けつけることができるというところで変わってきます。

- ○8番(高野俊和君) 実は、自分も町内の人たちも緊急の場合に連絡する中に入っていまして、1度救急センターから連絡来て、現場に行ったことはあります。たまたま夜中だったので、なかなか戸あけれないということがありましたので、少し細かく聞いてみました。おおむねわかりました。次に、116ページの介護予防の生活支援の対策費でありますけれども、配食サービス事業の委託料でありますけれども、これ一昨年たしか給食の値上がりや労務費の高騰で100万円ほど、一昨年ですけれども、大幅に値上げがありましたけれども、今年度は多少の値上りでありますけれども、これ1食について380円というのは変わりないのでしょうか。
- **〇保健福祉課長(佐藤昌紀君)** 配食サービス事業の委託料の今委員おっしゃられた380円というのは、利用されている方から役場がいただく金額でして、この委託料としては単純計算、利用総食数と金額を割り返しますと実際には600円強くらいのものになります、1食。それを役場として380円で提供しているということになります。
- ○8番(高野俊和君) わかりました。そしたら、これ利用者が、380円というのはそのうちの負担 分の金額が380円ということで、実際には1食で600円かかっているという、そういう捉え方ですか。 ○保健福祉課長(佐藤昌紀君) 食事内容、朝、昼、晩、若干違いますので、それぞれの単価とい うものが違っています。それらを抜きにしても、全体として、ちょっと乱暴な計算をすると、600 円ということになります。
- **○8番(高野俊和君)** これ一昨年12室あると思うのですけれども、9名ほどが利用しているというようなことでありましたけれども、ということは施設のほとんどの人が利用しているという。それ朝、昼、晩全部利用しているのかどうかわかりませんけれども、総体的には1食、2食は12室の方はほとんど全体がこれを利用するという、そういう捉え方でいいのでしょうか。
- **〇保健福祉課長(佐藤昌紀君)** 28年度の予算についても9名の利用で想定してございます。それで、食数を勘案して、やってございますけれども、実際の利用、おおよそ9名です。それぞれの方、夕食だけという方もおりますし、3食という方もおりますし、朝と晩だけという方、それぞれ皆さんのご都合に合わせて利用形態があります。それで、常にどういう形であろうが利用されている方がおおよそ9名です。
- ○8番(高野俊和君) 大体わかりました。

それでは次に、120ページの幼児センターでありますけれども、現在の所長、多分ことし28年度で2年目だったと思います。それまでは役場の課長クラスの、所長として当たってやっていたと思いますけれども、昨年度から役場の職員ではありませんので、契約になっているのですけれども、この契約は毎年の契約でしょうか、それとも何年契約とかしているのでしょうか。

**○民生課長(和泉康子君)** 所長については臨時職員ということで、契約ではなくて、1年、1年

- の辞令で臨時職員として発令しております。
- **○8番(高野俊和君)** 現在の所長さん、多分地方から通っていると思うのですけれども、週何回 通っているのでしょう。
- **○民生課長(和泉康子君)** 基本的には月曜日から金曜日までの出勤となっております。
- **○8番(高野俊和君)** ということは、今までの出勤内容とほとんどというか、全く変わらないという、そういう捉え方でいいのでしょうか。そして、臨時でありますけれども、多分通いだと思うのですけれども、これ賃金のほかにあとそのほか必要な経費というのは出ていないですよね。
- **○民生課長(和泉康子君)** 身分が正職員から臨時職員というだけで、勤務体制は変わっておりません。それと、交通費につきましては賃金のみとなっています。
- **○8番(高野俊和君)** 済みません。その下に養護教諭さんの賃金もあるのですけれども、この養護教諭さんというのは、前にもたしか聞いたのですけれども、これ一般の人で、例えば遠足とか、その都度お願いをしているということでしょうか、それとも1年間を通して契約しているということでしょうか。
- **○民生課長(和泉康子君)** 養護教員ですが、在宅で養護教員の資格を持っている方で、予算的には月2.5日ということですので、遠足なり歯科検診、健康診断とかのときの必要があるときに出勤していただいているということです。
- ○8番(高野俊和君) 最後ですけれども、124ページの子ども・子育て支援事業、19節の負担金補助及び交付金でありますけれども、ここ新しい項目と思いますけれども、これ30万、たしかこれ第3子生まれた場合に出産応援助成金で10万一発で支払うということだと思いますけれども、そうだったでしょうか。
- **○民生課長(和泉康子君)** こちらのほうも総合戦略のほうで子育て支援事業ということで検討した新規の事業です。内容といたしましては、18歳までからカウントしまして、3人目が生まれた場合にお祝金として10万円の商品券で支給するという形です。
- **○8番(高野俊和君)** それで、その下に3点ほどあります。一期倶楽部運営事業助成金、子育て世帯応援事業金、紙おむつ、一番下の子育て世帯応援事業というのはこれ多分3人目から保育料が無料になるというやつだと思いますけれども、上の2点に関して説明お願いします。
- **○民生課長(和泉康子君)** まず、2つ目の一期倶楽部運営事業助成金ですが、こちらのほうは子育て支援法で13事業、子育て支援事業を町村でやりなさいということになっていまして、ハートフルプランの子育て新計画のほうで児童放課後クラブというものをしなければいけない……済みません。放課後児童健全育成事業という中に放課後児童クラブというのがあるのですけれども、それを運営するに当たって、もともと古平町のほうでは民間のほうで運営してくれています。その名前が一期倶楽部ということで、そちらのほうも利用料をもらって運営しているのですが、運営のほうで経営者の方がアルバイトしながら事業を続けてきてくれているのです。それで、志だとか運営方法を熟知しているということで、その赤字補填分に近い形で金額を精査しながら補助金を出して、続けていっていただきたいということで今回盛り込んでおります。

(何事か言う者あり)

## 〇民生課長(和泉康子君) はい。

次、おむつですけれども、こちらのほうも満3歳になるまで年間2万円分のおむつを買っていただきたいということで商品券の2万円の配布。同じくそれに対しましてごみ袋が、20リットルの燃えるのごみ袋も1年間に12枚配布するということを満3歳になるまで支援していくという事業でございます。

- **○8番(高野俊和君)** 子育て、今説明ありました紙おむつ代というのは、これ別に第3子からでなくて、全員ですか、子供。
- **○民生課長(和泉康子君)** 済みません、説明不足で。第何子とかは関係なく、満3歳までの子供 ということで、ただし過去1年間に古平町に一、二度住んでいるという者というところを要綱のほ うで定めていきたいなと思っております。
- **〇5番(寶福勝哉君)** 125ページの子育て、紙おむつの件なのですけれども、この商品券に関してなのですが、古平のみで使えるものなのか。現状古平で欲しいおむつが売っていないとか、あと古平で買うと割高になってしまうという状況があると思いますが、その辺どうお考えでしょうか。
- **○民生課長(和泉康子君)** 老人のおむつ支給とかは現物支給しているのですけれども、そこの家庭から2万円相当分のおむつ代ということ考えますと、まず発行するのは古平町商店振興会の商品券を考えていますけれども、その額面に見合った分をできれば町内の業者さんから買っていただければなということで商品券の配布ということを考えています。
- **〇5番(寶福勝哉君)** 申請して、受理された場合、その連絡方法と、あと受け取りの方法だとか、 決まっている範囲で教えてください。
- **○民生課長(和泉康子君)** 今回は初めてですので、対象になる世帯のほうに必ず申請書を何らかの形で届くようにするということと、あと保健師の新生児訪問などで申請の援助をしていって、限りなく対象になる方には申請していただくと。それで、支給方法につきましては、まず申請行為で申請書いただきますので、それに対しては必ず決定通知というものを出しまして、今考えているのは窓口に商品券とごみ袋をとりに来ていただきたいという方法を検討しております。
- **〇7番(山口明生君)** 1点だけ。

先ほどの一期倶楽部の運営助成の件なのですが、財源の内訳だけ教えてください。

- **〇財政課長(三浦史洋君)** 財源の関係でございますが、一期倶楽部の運営助成でございます。助成金244万1,000円で、ふるさと応援基金のほうから充当させていただきます。10万円単位で240万円充当しまして、残り4万1,000円、一般財源です。
- **〇1番(木村輔宏君)** 敬老会のこの前のラジオとかのあれはアフターフォローはしたのですか、 それともそういうものが聞こえませんとかわかりませんという方がパーセンテージ、どのくらいい たのですか。
- **〇保健福祉課長(佐藤昌紀君)** まず、そういう苦情があったときにうちの係のほうでおおよそ電話で確認作業を行ったりだとか、あと苦情の来た方に対しては実際に行って、それが壊れているものなのかどうなのかという確認等々もしながら利用方法についてもご説明した場合もございます。 その後全ての方にそれの確認作業をしているのかということに対しては、全ての方ではないです。

およそのところはやったつもりでいますが、ではそれが全てかと言われますと全てではないとは思っております。それで、どのくらいのものがあったのか。実際に壊れていたものは十何個かありました。それについては、取りかえという形で対応させていただいております。

- **○1番(木村輔宏君)** というのは、実際にはもう使っていない方が結構多いのです。それについて今どうこう言うのではなくて、ということでいけばことしの記念品についてはやっぱりいろんな方と相談をしていただいて、お年寄りたちが使えるような、余り小細工、細工と言ったら悪いかもしれないけれども、誰でも使えるようなものを記念品として差し上げていただきたいと思うのですけれども、いかがですか。
- **〇保健福祉課長(佐藤昌紀君)** 私どもも十分反省しております。私どもとしては、便利なのではないかなと思って、考えたのですが、結果的には利用される方々にとって不評なものであったということは認識しましたので、28年度以降の記念品についてはその辺いろいろ検討しながら考えていきたいと思っております。
- **〇1番(木村輔宏君)** 次に、117ページなのですけれども、ちょっと関連がありますので、1つでよろしいですか。関連がありますので、2つのことを1つで聞きたいのですけれども、よろしいですか。
- 〇委員長(岩間修身君) ええ。
- ○1番(木村輔宏君) 117ページの除雪サービス委託料と高齢者の屋根雪おろし助成金なのですけれども、これ先ほど聞くとずんずん少なくなってきて、約40件と。これはいい、悪いは別といたしまして、お年寄りの方からよくお話を聞くのが雪おろしてくれましたと。道路の雪はよけてくれましたと。では、ところが隣の人との境がそのまま雪があって、雪おろしをしたら雪おろしたまんまで、結局後始末もしないで隣近所の方に大変ご迷惑がかかっている。それから、実際に町の町営住宅ですから、人がいないところをおろしていると。結構近所の方々が雪で困っているというお話をちょこちょこ聞くのですけれども、そういうものについてはできれば、他人ではないかもしれませんけれども、隣の人方も歩けるようなくらい雪が邪魔にならない程度の除排雪はしていただけなものかなという気がします。
- **○保健福祉課長(佐藤昌紀君)** 私実際に現場を見る機会というのはほとんどないです。よっぽど 危険な状況だとか、そういった場合には出向くことはございますけれども、日々のものについては 実際に私が行ってみるということはないのですけれども、担当ないし業者のほうから聞いている話 として、ほかの方に迷惑かけるような除雪の仕方というのはしていないという認識はしているのですけれども、実際にそういうことがあるのであれば今後気をつけていきたいなと思いますけれども、あと落ちた雪、例えば窓のほうに雪が落ちてきて、窓ガラスが割れる危険があるだとか、そういったものについては除雪サービス事業の中で対応させてもらっている部分がございます。基本的には 玄関前除雪が基本となってございますけれども、危険なものについては対応している状況であります。あと、除雪した雪の捨て場所の問題、ご近所の問題等々についてはもうちょっと現場を見ながら、その時期にどこの現場でというのを教えていただけると私も確認作業できるかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

**○1番(木村輔宏君)** ということは、もしそういう方がいたら役場のほうにお話ししていいです よということでよろしいですね。ありがとうございます。

次には、123ページの、ちょっとこれ当てはまらないかもしれないのですけれども、実際二、三日前に私のところに来たお話なのですけれども、幼児みらい、人数の関係で、人数的には何名入っていて、それで人数が満杯なのでしょうか。

- **○民生課長(和泉康子君)** 今現在58名、幼稚園部門、保育所部門合わせまして利用しております。 定員としては50プラス30ということで、受け皿としては80名まで可能となっています。幼稚園部門、 4歳児、5歳児の分につきましては余裕はかなりありますけれども、3歳児と未満児というところ についてはぎりぎりの範囲で運営しております。
- **○1番(木村輔宏君)** ということは、実際に1歳児の方々が満杯で入れないという方が何人かいらっしゃって、どうして入れないのといったらちょっとやっぱり満杯ですということなのだ。親御さんが働きたいのだけれども、やっぱりいるとなかなかできない。それから、小さい子供さんなので、やっぱり同じくらいの子供さんがいるので、できれば一緒にそういうところで生活させたいというお話がありますので、満杯かもしれないけれども、二、三名の方がもし余裕があるのであれば、年長者のやり振りと考えながら入れるということはできないのでしょうか。
- **○民生課長(和泉康子君)** 保育所部門の総体の部分のやりくりは可能なのですけれども、この27 年4月から子育て支援法が始まりまして、認定制度になりました。それで、例えば1歳児、入れたいといっても、両方が働いていて、保育する者がいないという認定を町のほうでしなければ誰でも利用できるというものではないのです。それで、今現在この4月から認定して、該当になる方しかまず申し込めないと。それで、正式に申し込まれた方というのは1名いて、秋に一度待機児童ということで1名を想定されたのですけれども、その方は産前産後の8週が終わった後の分を預けたいというお話だったのですけれども、ちょっと幸いというか、その方は本来預けるのが目的ではなくて、8週の休暇が終わった後に職場に延長かけるにしても、待機児童であるという証明がなければ職場の育児休業の延長ができないということで、1件待機児童としての認定を出した経緯はございますけれども、そのほか支援センターなりで相談は受け付けていますけれども、本気で入りたいというか、いろんな事情を勘案して申し込んでこないかどうかは別としまして、正式に認定受けて、申し込み手続をしたいという待機の方は今のところおりません。
- **○1番(木村輔宏君)** わかりました。わかりましたというより、わかりません、私。難しい問題ですけれども、ちょっともとに戻りますけれども、ここに委員さんがいるので、ちょっとお話ししづらいのですけれども、117ページの成年後見人制度なのですけれども、この前ちょっとお話をしたら2名の方が古平町にいらっしゃいますということなのですけれども、実際にこの後見人制度を利用されている方って古平でいらっしゃるのでしょうか。それから、そういう対応をしなくてはいけない方という、要認定という、ちょっとその辺はわからないのですけれども、そういう制度に入っていかなくてはいけないという方いらっしゃるのでしょうか。
- **〇保健福祉課長(佐藤昌紀君)** この成年後見制度で、町内にはこの成年後見制度を利用されている方というのは何人もいるかと思います。ただ、この予算に上げている事業の中で行われている方

というのが今現在おりません。亡くなられています。過去の実績からいきますと、平成23年に1名、それから平成25年に1名、それと平成27年、去年1名の方が町長申し立てという形でこの後見センターの法人後見を受けております。そのほかに親族後見の方々の支援のこともこのセンターで行っています。そのほかに古平福祉会のほうで行っている後見、それから過去に弁護士等の専門職がかかわって後見を受けられている方等々いますので、町内にこの後見制度を利用されている方が何人かということに対してはお答えできませんけれども、小樽・北しりべし後見センターがかかわったケースとしましては過去3名の方で、現在は皆さんお亡くなりになられていますので、今現在はおりません。

**〇委員長(岩間修身君)** 3款民生費、質疑途中でございますが、昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時01分 再開 午後 0時56分

**〇委員長(岩間修身君)** 多少時間早いですが、皆さんおそろいのようですので、会議を再開いた します。

ただいま3款民生費、質疑途中でございます。108ページから127ページまでと206ページ、207ページの質疑をあわせて許します。質疑。

○3番(真貝政昭君) 109ページです。先ほども質疑がありましたけれども、社協の職員の給与の 抜本改善という説明でしたけれども、新規に採用される部分については役場職員の給与表を準用し てという。それに比較しますと9割のレベルで給与を見ていくということなのですけれども、知り 得る限り新規採用はないと思うので、そういう方が実際に平成28年度、ないだろうし、今後何年間 かの間に退職される方がいればあり得るのかなと思います。その部分については抜本改善というふ うに言えるのですけれども、実際にまだ退職間際の方何人もいらっしゃって、そして町職の方に比 べて50%くらいが65%になるというのが抜本改善とはとても言えないと、そういう認識なのです。 それで、50%のレベルから65%にするだけで対象となる今在職しておられる方のふえる分の賃金の 総額というのは幾らなのですか。

(「ちょっと答弁調整お願いします」と呼ぶ者あり)

**〇委員長(岩間修身君)** 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時58分 再開 午後 0時59分

- **〇委員長(岩間修身君)** 会議を再開いたします。
- **〇保健福祉課長(佐藤昌紀君)** 今うちのほうで委託なり運営補助なりで支援している方とケアマネ業務、現在は単独業務としてやられている分も含めまして、人数として16名の方が対象になって

くるかと思うのですけれども、それで平成27年度の総賃金、これは給与の部分と共済の部分を合わせた金額になりますけれども、それで27年度で5,480万強になっています。これを28年度の予算ベースで積算しますと約5,900万くらいになります。その差額として410万ちょっとふえている形になります。

**○3番(真貝政昭君)** 差額を見ればまだ引き上げ可能な、そのように見るのですけれども、平成29年度以降のアップについては計画をお持ちですか。

○保健福祉課長(佐藤昌紀君) まず、28年度において、今処遇改善加算というものを国からいただくための処遇改善を行っております。その金額を踏襲した形でまず28年度いって、新しい給与表にはめていきまして、直近上位に到達した場合に新給与表に切りかえていくという方式をとっていこうと思っています。そういった中で、走り出しは改善率としては10%程度ですが、この後給与の通称で言う渡りだとかもろもろなことを考えていった中で、これで最後だとは思っておりません。ただ、具体的に29年度、ではどうするのかというものについてはまだ詰め切っていないところです。○3番(真貝政昭君) 117ページになります。ここのページが適切かどうかわからないのですけれども、先ほどから質疑がありました高齢者のお宅の除雪の関係です。それで、道路沿いの玄関間口、車庫間口の置き雪対策で道のほうに毎年申し入れているのですけれども、町のほうで除雪サービスがあるので、それを活用してくれないかという見解なのです。それで、町のほうの事業としては町単でやっていたはずで、道とかのそういう助成はいただいていなかったように思うのですけれども、どのようになっていましたか。

**〇保健福祉課長(佐藤昌紀君)** この除雪サービス事業につきましては、国の補助金が入ってございます。

○3番(真貝政昭君) 121ページに移ります。中段の部分で臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例 給付金が前年度、本年度を比較して出ています。臨時福祉給付金については平成27年度の補正でやられているはずですけれども、これの比較なのですけれども、平成27年度で臨時福祉給付金が約1,200万で、対象者がどういう対象者だったのかということと人数はどのようになっていたか、それから新しく1人3万円という年金生活者にやられる制度ですけれども、それの平成27年度の当初予算にあった方たちとの比較ということで説明ができるものでしょうか。それから、子育て世帯臨時特例給付金については、これは平成27年度で対象者がどれくらいだったのか。丸々なくなりますので、痛手でないかと思うのですけれども、説明がちょっと複雑であれば、後で活字で、表で提出でもよろしいのかなと思うのですけれども。

**○民生課長(和泉康子君)** 2点目の子育て世帯に対する影響額と件数なのですけれども、こちらのほうは資料つくってきてありますので、後で配ります。件数と金額、それと課税世帯、非課税世帯に対するそれぞれ3年間のもらうべき額というものを表にしてあります。それで、臨時福祉給付金の比較としましては、27年度の、6,000円、今回の対象者が1,239人おりますので、所得状況が変わらなければそのまま28年度、国で当初予算で積んでおります臨時福祉給付金として2,340人程度が3,000円の給付を受けれるものと思っております。それと、3万円の年金生活者等臨時福祉給付金につきましては、この間の全員協議会で説明しましたように、27年の臨時福祉給付金をもらった方の

うち65歳に達する方が800名程度おりますので、先日補正いただきました800名掛ける3万円ということで影響額が出るかと思います。そして、この800名の3万円もらった方も非課税なので、臨時福祉給付金の3,000円を併用してもらえる形となっております。

- **○3番(真貝政昭君)** 下段になります。臨時保育所の賃金ですけれども、8時間幾らという設定がされていますけれども、何年前の金額でやられていますか。
- **○民生課長(和泉康子君)** ちょっと何年かというのは今正式な年度は言えないのですけれども、昔9,800円とか1万200円とかという単価を、多分専門職の平均的な賃金を出して、この8,400円という専門職の賃金を定めたと思うのですけれども、それが何年からかというのはちょっと今資料がないので。
- ○3番(真貝政昭君) 私の記憶にあるのをスタートすれば、純債権計画つくった行革のあたりでないかと。平成18年か7年か、そのあたりかなと思うのですけれども、もしそれが変えられた時期だとすれば10年間そのままということになります。これは昨今の賃金事情からしても問題のある額でないかというふうに思っているのですけれども、この8,400円という、1日8時間、これで週休2日制でフルタイム働いたとき月額どれくらいになりますか。年額でもいいのですけれども、保育所に、幼児センターについては所長賃金と臨時雇用賃金が数値として年収出ていますので、それと比較してどのようになるかなということなのですけれども。
- **○民生課長(和泉康子君)** 臨時保育士につきましては、専門職ということで8,400円の一月22日の12カ月ということで221万8,000円、こちらで持っているのは2名分ということで443万6,000円となっております。それで、通常の一般の臨時職員は今古平町のほうで7,000円から7,100円ですので、1,300円ほど専門職としての上乗せしております。
- **○3番(真貝政昭君)** 今官製のワーキングプアというので問題視されていますので、町のほうの 認識の高まりを期待しているところです。

それで、次の123ページですが、幼児センターの屋根補修工事請負費が約730万ほどですけれども、たしかここは平成20年ぐらいの建築だったように思いますけれども、18年かな、まだそんなにたっていないのに、どのような工事内容、どういう障害が起きているのか、資料が全くないので、それを目で見れるようなあれにはならないのでしょうか。説明できるでしょうか。

○民生課長(和泉康子君) 今この工事をしようと思ったのが、ホールの天井にちょっとしみがありまして、その原因探っていきますと、屋根のところにクラックが入っておりまして、そちらのほうから若干の雨漏りがしていたということですので、まず工事内容としましてはホールの天井に張っている板を13枚ほど取りかえることと、あと屋根が2階建てになっているのですけれども、1階部分に対する屋根と、ホールのところが吹き抜けになっていますので、2階相当に対する屋根の部分ということで、平らの部分が2カ所あります。そこを今現在FRP工法ということでサンコート工法というもので処理しておりまして、今回の作業はまずクラックは今現在応急的な処置をして、雨漏りがしないようになっておりますけれども、今後は今回の工事はクラックの部分を厚いガラスマットで補修して、全体にガラスマットの300番ということで、当初つくったときは450番だったのですけれども、若干薄めのもの、それを張りまして、中塗り、上塗りのウレタン系を塗って仕上げ

るものですが、イメージとしては手こぎボートだとか、船の防水加工していると思うのですけれども、そんな感じの仕上がりになる予定でございます。それで、耐用年数は10年から15年ということですので、16年、17年で施工しておりますので、ちょうど10年たった建物で、今回補修が発生したということになります。

**○3番(真貝政昭君)** そしたら、手ごろな時期に寿命が来て、やらなければならないということですね。基本的に全面補修と、そのように受けとめればいいのですか。それにしても、面積だとか工法だとか、説明をつけてくれれば非常にわかりやすいと思います。

次、125ページになりますけれども、避難車兼用お散歩車購入費ということなのですけれども、この間、日にちは忘れましたけれども、地震がありまして、浜町方面はほとんど感じなかったのですけれども、新地方面は民家であっても、幼児センターであっても、小さい子供たちが泣くほどの揺れだったようです。それで、あそこの幼児センターの玄関前に掲示してある海抜標識なのですけれども、海抜3メーターなのです、あそこ。古平町の津波予測は3.7メーターですか、そして海岸のぶつかって高く上がるところは5.何メーターという表示がありますけれども、想定される津波高さからしても幼児センターの部分については70センチ上回る津波の被害が、浸水が想定されますので、その辺の迅速な対応というのはちゃんととられているのでしょうか。年に何回か訓練はしているようなのですけれども、何かしら不測の事態が心配されるような、そういう海抜なものですから、どのようになっているのですか。

- **○民生課長(和泉康子君)** まず、津波のときというよりも、まず月に1回防災訓練ということで机の下に隠れる練習だとかというの月1回行っています。それで、今購入した乳母車のようなもの、よく3つ子とかを入れているような大きなものなのですけれども、それも今現在1つありまして、先生方のほうからも今後そういう津波だとか、避難するのには未満児が多いのでということで今回1基購入しています。それで、冬場のことを考えまして、このほかに大きなぽっぷそりも2台購入しております。それで、津波の想定、どの規模かということもあるのですけれども、職員会議の中では乳母車で運ぶのにこの子を乗せましょうだとか、それ以外はおぶりましょうだとかということは想定しながら会議の中で話ししていますけれども、実際に避難訓練でするのは温泉までということで年2回しか行っていませんので、今後津波の大きさも想定しながらの避難訓練を実施できるように検討してまいりたいと思います。
- **○3番(真貝政昭君)** ちなみに、今の状態でよろしいのですけれども、3歳児、未満児という説明が前にありましたけれども、現在58名の利用者がいますけれども、その年齢構成、未満児の中でも何カ月だとか、そういうのが詳しくわかれば説明お願いします。
- **○民生課長(和泉康子君)** 済みません。通常 9 月 1 日と10月でしか押さえていないのですけれど も、そのときも、4 月 1 日付のも 1 歳刻みの年齢でしか押せていませんので、月刻み、1 歳半とか 1 歳 9 カ月という数字は今手元にございません。

(何事か言う者あり)

**○民生課長(和泉康子君)** よろしいですか。では、1歳刻みでよろしいでしょうか。 (何事か言う者あり) **○民生課長(和泉康子君)** 1歳刻みでよろしいですか。

では、ゼロ歳児が1名、1歳児が9名、2歳児が5名、3歳児が6名、4歳児が17名、5歳児が20名で、合計で58名となっております。

- ○3番(真貝政昭君) 125ページの一番下のほうです。予算では第3子以降出産応援助成金を乗せていますけれども、現在、今時点でこういう対象者、何人を想定していますか。
- **○民生課長(和泉康子君)** この予算立てますときに保健師だとか今の妊婦健診の状況、その辺を 調べまして、予算上は3名分の30万見ております。
- **○3番(真貝政昭君)** その下のほうですけれども、子育て世帯応援事業の紙おむつ、それから保育料軽減で、先ほどやりとりあったのですけれども、もう一度具体的な対象者数だとか、それからどのような内容でやるのかことです。
- **〇民生課長(和泉康子君)** 上から3つの紙おむつ相当分の支給金ですけれども、こちら今のとこ ろ対象者63名予定しておりまして、満3歳になるまで年間2万円、1年間の間で半年しかない場合 は月割りで商品券を支給するという形です。それにあわせまして、ごみ袋12枚ということで一月1 枚分、あわせて商品券と一緒に窓口で交付したいと思っております。それと、その下の保育料軽減 相当分ということなのですけれども、これちょっと積算の経緯と積算内容、この積算した時点のお 話をしますと、総合戦略の中で第2子、第3子、子育てで何できるだろうというところで保育料を 軽減しましょうという話が出まして、この積算の内容としましては、幼稚園部門と保育所部門と言 わせてもらいますけれども、2子の考え方が幼稚園部門、標準教育というのですけれども、そちら のほうは小学校3年生から3歳までの間にいる子供の何番目かというカウントです。だから、5年 生、6年生にお兄ちゃんがいても、1子とカウントされる場合があるという想定の今条例になって います。それと、保育所部門です。こちらの部分は同時入所ということなので、ゼロ歳から5歳で す。同時に就学前の子供で何人目かというカウントになりますので、こちらも小学生にお兄ちゃん、 お姉ちゃんがいても1人目とカウントされると。ただ、親のことを考えると児童は18歳までという ことなので、18歳からということで、今までの年齢制限を撤廃しましょうということで大体10名程 度、この方のカウントを今まで1子なり2子として保育料いただいていましたけれども、今度で18 歳からカウントしまして何人目かということで、今まで1子だったものが2子とカウントされるの で、半額になりますと。小学生に2人いると今まで1子だったのだけれども、3子と数えるので、 ゼロ円にしますという内容の保育料軽減として考えました。この支給方法につきましては、通常の 条例の保育料いただくものはいただいて、半額なり全額を商品券で年数回に分けて返しましょうと いうことで、この間の総合戦略のときにも真貝委員から質問あって、回答したのですけれども、と いうところでこの予算積算してきたのですが、国のほうで2月の末に保育料の軽減ということで政 令案が出されました。こちらのほうがまたうちと同じ考えで、年齢制限を撤廃して、18からとカウ ントするというものを出してきたのです。これは360万円の収入の制限がついていますけれども、こ れで条例改正はしなければいけないと、保育料自体の。そうなると、古平町の今考えた子育て支援 の考え方も合致するところがあるので、本来であれば今定例会中に保育料軽減の条例改正できれば いいのですけれども、まだ正式な政令が出ていませんので、もしかすると22日に間に合わなくて、

専決処分でさせていただく形になるかと思うのです。そうなると、今考えていました保育料軽減に つきましても商品券ということではなくて、条例を抜本的に改革するときに、うちとしては所得制限、国は所得制限の360もありますけれども、それを外して、18歳からカウントするという形で進めてまいりたいなと思っております。ただし、これは18歳ですけれども、大学生とかいる場合は22歳までからカウントできるというものもちょっと国のほうでは出してきていますので、それにあわせて、ただ古平町は360万の所得を撤廃した条例改正を考えております。ということになりますと、今回は補助金で予算組みしていますけれども、そもそも最初から保育料を減額するという形になりますので、6月なり、どこかの時点で減額の補正を提案することになるかと思いますけれども、そのときはご承認賜りたいと思います。

**○3番(真貝政昭君)** 今の説明を聞いていますと、この予算が丸々減額になるということなのです。この立てた240万円という、減額で終わらせないで、さらに充実させるという手もありますので、ぜひともそちらのほうに向けていただければなと思います。 さらに充実すると思いますので、ご検討をお願いしたい。

終わります。

○委員長(岩間修身君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- **〇委員長(岩間修身君)** ないようですので、次に4款衛生費、128ページから137ページまで質疑を許します。
- **〇9番(工藤澄男君)** 1点だけちょっと伺います。

133ページ、委託料で火葬場の業務委託料と載っておりますけれども、今までやっておりました業者さんが倒産したということで、今度この業務委託はどのようになっているのでしょうか。

- **○民生課長(和泉康子君)** 火葬業務の委託料ということで、先ほどの件ですが、今契約しているのはカーサポートOGで、別経営ということで確認したところ、業務の委託は可能ということでしたので、今後入札なり、その辺含めまして4月以降の契約に結んでいきたいと思っております。
- **〇9番(工藤澄男君)** 私、ちょっと済みません、勘違いしておりました。全然あそこでやっているというのは今まで気がつきませんでした。そしたら、今までどおりの人が現場のほうもやってくれるということでよろしいのですね。
- **○民生課長(和泉康子君)** 委託内容ですけれども、うちのほうとしては同じ人にやっていただければと思いますが、会社のほうでどのような方を充ててくるかというのはまだお話ししていませんので、ただなれているし、機械も相当古くなってきていますので、できれば継続して同じ方にやっていただきたいなということは個人的に思っております。
- ○9番(工藤澄男君) あともう一、二点。

135ページの、これもやはり委託料なのですけれども、不法投棄の処理料として5万円載っておりますけれども、不法投棄されている場所を結構私もあちこちで見かけるのですけれども、この不法投棄の処理の委託というのは年に何回行われるのですか。

**〇民生課長(和泉康子君)** 係のほうで町内見回りして見つける場合と町民などの方から通報ある

場合があるのですけれども、まず現場に行って、持ち主がわかるものは持ち主に連絡して、確実に 片つけてもらうようにしています。ただ、タイヤだとか橋の下だとかにたまにあることがあるので すが、そのタイヤについては持ち主が把握できないということで、この処理委託料のほうで処理し ております。なので、年何回ということではなくて、発見されたり、必要があればこの委託料使っ て処理しております。

○9番(工藤澄男君) 町の中といいますか、意外と町に近いところであれば結構ふだん目につくのでしょうけれども、例えば川のそば、崖のそばだとか、それから私去年1回報告したのは高校のそばに大量に捨てられていまして、ちょっと役場のほうへ連絡したこともあったのですけれども、あれもしばらく、片づけたかどうか、2回目に行ったときはまだありましたので、そういうのもあるので、やはりある程度年に、例えば1カ月に1回でも、雪降った場合は大変でしょうけれども、雪のないときだけでもそういうのを見回って、やっぱり少しでも環境といいますか、景観が損なわれないように不法投棄の処理をしていただきたいと思うのですけれども、今後の考えは。

**○民生課長(和泉康子君)** うちのほうも不法投棄の見回りということではなくて、外勤のついでにちょっと足延ばして、いろんなところ回って確認はしていますけれども、皆様方のほうで情報がありましたら情報いただいて、必要な分は処理していきたいと思っております。

**〇9番(工藤澄男君)** もう一点だけちょっと。

その下のミックスペーパー収集運搬業務委託とありますけれども、これこの前何か説明は聞いた のですけれども、ちょっといまいち私なりにぴんとこなかったものですから、もう一度説明お願い します。

○民生課長(和泉康子君) これは28年度から新規事業で、今燃えるごみで出している中にミックスペーパーとされて、リサイクルできる紙、例えばトイレットペーパーの芯だとか包装紙、あと手紙の袋だとかというものがミックスペーパーという種類で、トイレットペーパーとかに再生できるのです。それを分別していただくと、まず燃えるごみの量も減るし、リサイクルに、本来の形で社会循環型ということになるので、今のところ、本当は4月からできればいいのですが、4、5で町民周知しまして、町民に、皆さんにチラシなど出しまして、こういうルールでしますということを周知しまして、7月の1週目、資源ごみ回収の日ということで、今想定しているのは月に1回、第1週目の資源ごみの日にミックスペーパーとして回収をすると。それを、今契約を予定しているのが倶知安にある業者なのですけれども、そちらのほうに持ち込んで、トイレットペーパーなりに再生して、できればうちから出したごみでトイレットペーパーになったものをまたうちの町で使いたいなというところでミックスペーパーの回収を始めるのですけれども、この内訳としましては、月1回ですので、ちょっとこれ12カ月分見てしまったのですが、古平町で回収して、倶知安まで持っていく……古平町を回収するのが3万円掛ける12カ月、それと運搬業者が古平町から倶知安まで運ぶことに対しても3万円の12カ月、それに分別なりの作業員が多少必要だということで1万3,800円の2人の12カ月ということで運搬委託料として100万円今回計上したものでございます。

**〇9番(工藤澄男君)** 今全部ごちゃまぜで、緑の袋で投げていますけれども、これ専用の袋というものはつくるのでしょうか。

- **○民生課長(和泉康子君)** よその町では、専用の新聞紙を入れる袋ありますよね。よく新聞屋さんが年に何回かくれるような四角い筒型の袋を用意している町村もあるのですけれども、うちの町としては捨てるもの、リサイクルするものに対して、また紙袋をつくってそこに入れるということになると、紙の量がふえるということで、各集める場所ありますよね、町内会ごとに。そこにちょうどこの机ぐらいの大きさのフレコンバックを置きますので、例えばうちにデパートとかの紙袋にためておいていただいて、そのまま投げてもらう。紙袋がない方はカレンダーだとかビニールにためていたものをそのフレコンバックにがあっとあけていってもらって回収するという予定なので、専用の袋は今のところ考えていません。
- **〇9番(工藤澄男君)** その中に入れるということで非常にわかりましたけれども、それをやはりちゃんときちっとふたもついていて、飛ばないようにはなっていると思います。ただ、ある程度徹底しないと、どうしても昔のまんまでやる癖がもうみんなついていますので、その辺、7月までかけてということなので、徹底して、そしてごみがというか、紙が飛ばないような工夫をしっかりしていただきたいと、そのように思います。返答要りません。

終わります。

- **〇8番(高野俊和君)** 初めに、129ページです。129ページの28節の操出金のところに簡易水道事業会計操出金と毎年あるのですけれども、これは過疎債で交付金に盛って、バックされる分のお金を衛生費でただ単に受けて、簡易水道事業に繰り出すという、ただそれだけの話ですか。
- **○建設水道課長(本間好晴君)** そのとおりでございます。
- **O8番(高野俊和君)** 過疎債というのはほぼ建設事業に該当するものだと思いますけれども、簡易水道は多分このメニューにないのだと思いますけれども、過疎債が一般会計の建設事業以外で該当するメニューというのはほかにあるのですか。
- **○建設水道課長(本間好晴君)** 今起債でございますので、まず建設事業を簡易水道が行う場合に対象になるものがございます。それが最たるものは水をつくる簡易水道施設、あるいは配水管、そういった施設整備を行った際に必要のある際には起債を借りることができると。今現在補助金も当然つきますので、補助金を除いた不足する部分、それに対して過疎債が半分、それから簡易水道事業債という、ちょっと過疎債よりは交付税の措置率が悪いのですが、2つの起債を組み合わせて、現在簡易水道の配水管の工事については今それを活用して、整備しております。
- ○8番(高野俊和君) なるほど。そしたら、今回のこの2,582万4,000円というのは、過疎債を水 道事業で使ったということでは全くなくて、バックされたものをこの衛生費で受けて、水道事業に 繰り出したということですね。
- **〇建設水道課長(本間好晴君)** もう一度お話ししますと、昔から施設整備で過疎債と簡易水道事業債を借りて、簡易水道を整備してきました。借金ですので、それ今分割で払っていますが、その借金返しに過疎債は7割、簡水債は約半分の交付税措置がありますので、それは一般会計の交付税のほうに一回受けていただきまして、その分を簡易水道会計のほうに繰り出してもらうと、そういう会計間のやりとりのための操出金でございます。
- **〇8番(髙野俊和君)** 過疎債のバックって一般会計でしか受けれませんものね、たしか。なるほ

ど。わかりました。

次に、131ページの保健事業費でありますけれども、ちょっと前にも聞いたことあって、申しわけないのですけれども、この13節の委託料で妊婦一般健診の診査委託料、これたしか妊婦が1回かかると2,000円というようなことだったと思いますし、まずそれ私の認識正しいでしょうか。

- **〇保健福祉課長(佐藤昌紀君)** 今委員おっしゃられた1回2,000円というのは通院支援…… (「通院支援」と呼ぶ者あり)
- **〇保健福祉課長(佐藤昌紀君)** はい、妊婦の健診に対する通院に対する支援が1回往復2,000円というふうになってございます。あと、これ妊婦一般健診等検査委託料については、妊婦健診、さまざまな健診項目あります。合計で14回行うのですけれども、それらに係る経費を算定してございます。
- ○8番(高野俊和君) 前にも聞いたと思うのですけれども、これ今後志管内では多分妊婦健診をできる病院とか、そういうのないと思うのですけれども、多分小樽の協会病院も今ないだろうと思いますので、今小樽からこちらのほうまでで妊婦の健診をする病院というのは何軒かあるのですか。 ○保健福祉課長(佐藤昌紀君) 委員おっしゃられているのは、出産の関係で小樽協会病院が去年の7月からできなくなっているということなのですけれども、それで小樽及び後志管内で、古平の関係する地区といいますとこの小樽、北後志地域になるかと思うのですが、その中でまず産科、お産のできる場所としてはおたるレディースクリニック1つです。そのほかに、この健診についてはまずおたるレディースクリニックはできますし、小樽協会病院も健診自体はできます。それと、小樽市内に新開レディースクリニックという病院がございます。そちらでも健診はできます。あと、余市協会病院、こちらも常時先生いるわけではないのですが、健診自体はできる状況になっています。
- **○8番(高野俊和君)** なるほど。産むことはできないけれども、診察はできると。なるほど。わかりました。それで、これの制度、どこの病院、仮に札幌の病院に行ってもこの制度は当てはまるということになりますよね、そしたら。
- **〇保健福祉課長(佐藤昌紀君)** この事業、国の事業でもありますので、全国どこでも、ただ里帰り出産等で、ある14回のうち10回目、11回目までは最寄りの病院で、その後里帰り出産ということで後半戦を札幌等でという場合もございます。それも適用になってございます。
- **○8番(高野俊和君)** ということは、その下の不妊治療も全病院というの該当になるということになりますね。
- **〇保健福祉課長(佐藤昌紀君)** 不妊治療も一般不妊治療と特定不妊治療というものがございまして、その状況によってそれをできる病院の関係もございますので、基本的にはここ補助金として予算立てしておりますので、個人に受けられた場合の補助になりますので。
- **○8番(高野俊和君)** 今委員から説明ありましたけれども、これ135ページの今のミックスペーパーなのですけれども、これそしたら勘違いしていたのです。グリーンの中から選別をするのかと思っていました。これは、各家庭にこういう分け方をしなさいという通知をこれから出して、これに該当するものは分けて出しなさいということになりますね。

○民生課長(和泉康子君) そのとおりでございます。ただ、お年寄り、今の分別でも迷っている方いらっしゃいますので、ちょっと汚れて、汚くて、迷った場合はとりあえず今のところは燃えるごみに入れていただくと。うちのほうの周知方法としましては、チラシで数回と、あと各種団体、婦人団体だとか町内会長会議もそうですけれども、いろんなところに町内会を含めて説明会回りまして、あとチラシ、その辺で周知するのですけれども、最初からうまくいくとは思っていないというか、国のほうとかでは燃えるごみの中から出るのが20から30%ミックスペーパーがあるだろうということなのですが、実は去年1カ月間役場の職員対象に職員が94名で、220名分のミックスペーパーがどのくらい出るかということで調査したのです。そのときうちで燃えるごみの中からミックスペーパーとして出た量が11%ぐらい、これ人口に割り返しますと月1回集めても4トン程度なのです。役場の職員がある程度分別をわかっていてやってこの程度ですので、最初は10%行かない、ましてはお年寄りだとかいますので、最初は少しで、なれてきていただいてからだんだん20%近く集めれればいいなと思っております。

**○8番(高野俊和君)** 該当する商品を町内なり、いろいろ周知させるというのは結構大変なことにもなるのでないかなというふうに思いますので、少し長いスパンを使って周知させて、こういうことができればごみの量も減りますので、いいことだとは思います。

それと、もう一つ同じ135ページの負担金補助及び交付金の中で資源ごみの収集の奨励金とありますけれども、これ何件か減っていると思うのですけれども、今現在何戸あるかわかりますか。そして、その場所、ある程度わかりますでしょうか。

**○民生課長(和泉康子君)** 1キロ8円ということで奨励金出しているのですけれども、団体数は 9団体あります。ただ、町のほうで前助成しまして、スーパーハウスだとか、設定しました保管庫 は当初6、武道館、花の木幼稚園、小学校、役場、本町の共働の家のはちの巣寮、沢江ということ だったのですが、新生婦人会が解散したことによりまして、武道館分は中央埠頭のほうに運びまして、東しゃこたんのほうで管理しております。ただ、あとほかの浜五……

(何事か言う者あり)

**○民生課長(和泉康子君)** 中央埠頭付近に置いてあります。

(「6」と呼ぶ者あり)

**○民生課長(和泉康子君)** 6個です。あとの3団体は、うちで保管庫を補助していませんけれども、団体として集団回収を行っているということころ含めて、実績は9団体ということになります。 **○8番(高野俊和君)** たしか武道館の前というか、私の車庫の向かいにあったのです、前は。あそこにどっさりなって、ちょっと車庫入れづらかったのですけれども、その管理みたいなものはほかの、役場で管理している以外のものに関しては各団体がそれぞれ管理をしているのですか。例えば雪の管理だとか、そういうのも含めて、ほかの団体というのは、支援受けている団体というのは管理するのですか。

**○民生課長(和泉康子君)** 今の保管庫の話でよろしいのであれば、一応保管庫のほうは団体のほうへの助成ということで設置しておりますので、当然に団体のほうで管理しています。ただ、武道館の話さっきおっしゃられていたのですけれども、そちらのほうは新生婦人会のものとしていろん

な不特定多数の方が持ち込んでいたと思うのですけれども、それを直接新生婦人会がというよりも、 業者さんのほうがそこで分別を行っていたようですので、一応建前上は各団体のほうで管理してい ただいているという認識でおります。

○3番(真貝政昭君) 新しい診療所の体制なのですけれども、大体人数だとか、そういうのはおよそわかっているのですか。どういう体制で、看護師が何名だとか、概略でいいのですけれども。 ○保健福祉課長(佐藤昌紀君) 済みません。ちょっと資料を用意していたつもりなのですが、今見つけれないでおります。私の記憶でお話しさせていただきますと、計画としては医師2名体制で、看護師については准看護師含めて……看護師で6名で、助手含めまして12名だったと思います。ごめんなさい。看護師、助手、それから事務職含めて14の予定で進めていたかと思います。ただ、医師1名については、今まだ継続して探している最中です。状況によってはとりあえず1名で進める可能性が強くなってきています。今も一生懸命探していただいております。それと、スタッフについては、基本的に今掖済会古平診療所に勤務していただいている方がほぼ残っていただくことになっております。そのほかに恵尚会の職員として看護師2名が既にもう開設準備室で準備作業行っております。これらの人間でやっていく予定をしております。

○委員長(岩間修身君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岩間修身君) 質疑の途中ですが、2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時54分 再開 午後 2時10分

**〇委員長(岩間修身君)** それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に5款労働費、138ページ、139ページの質疑を許します。

- **○3番(真貝政昭君)** 先般3月1日付で町の指名業者1社自己破産しましたよね。それで、失業者が出るはずですけれども、それに対する把握と何らかの町の対策なり考えられていたのかどうか、その点お願いします。
- ○産業課長(宮田誠市君) 倒産に及んだ会社のまず職員数については、私のほうで把握しているのが正職員が27名、それから季節雇用者が24名、合計でもって51名というような数字を私のほうで把握してございます。それと、この失業者に対する支援の関係なのですが、道の後志総合振興局のほうにいろいろ聞いたところ、道としての援助、助成というものは特にないというようなことでした。ちなみに、加工協、それから6加工業者の関係では、道ほうの助成なり、いろいろもらったりしてやったのですが、その分には当てはまらないというようなことでありました。それと、公共職業安定所のほうにも聞いてみました。常用労働者が30人以下ということなので、対象にはならないのでないかと思われるということだったのですが、ハローワークのほうも直接その業者のほうと連絡しながらいろいろな方策を考えている、相談に乗っているというような状況までは把握してございます。

- ○3番(真貝政昭君) 正職員が27であれば、順当であれば社会保険、それから何カ月かの失業保険という道がありますよね。24名の季節雇用ですと特例一時金なので、早く仕事を探せということでつかみ金で保険はおりますけれども、不安定な状況に入りまして、それで町としてできることとしては、健康保険でいえば国保の失業に当たりますので、たしか職安を通せばすんなりと町のほうの窓口につながりますので、そういう手だてがきちんとされているかどうかということと、それから小中学生がいる場合は就学援助の道があります。たしか親が失業した場合も援助の対象になるはずですので、そういう確認作業が進められているのかどうか。それと、保育所のほうも何らかの減免措置なり、そういうのがあるのではなかったかというふうに思っているのですけれども、その辺の対応についてはどのようにされたのでしょうか。
- **○産業課長(宮田誠市君)** 今言われた部分についての個々の部分についての対応については、まだ特段行ってございません。ただ、職安の関係での対応の状況についてはこの後も逐次知らせてもらうことにもなっていますし、それからこちらのほうからも情報流すことにはなってございます。いろんな部分でもって検討はしてまいりたいと思っています。
- ○副町長(田口博久君) 今の課長の答弁に補足いたしますけれども、税の減免といったことにつきましては当然に担当課のほうで考慮してまいります。それと、先ほど課長がお答えした人数、多分企業全体の人数です。古平町の住民に関していいますと、この約半分程度、どちらも。正職員も十二、三名だったと思います。季節労働者も同数程度、総体で25人から30人までいらっしゃらないのかなと思っています。事業につきましても実際町の除雪等含めまして、契約期間残っている事業につきましては事業を継続するということで、基本的には従業員は3月末まで雇用をするというお話を聞いております。ですから、実際に離職されるのは3月31日以降、4月1日以降になるというふうにも聞いております。さらに、町内に新しい建設会社もできておりますので、そちらのほうでまた従業員がどの程度雇用といった動きになるものなのか、そういった点も見きわめながら町としても対応していきたい、今後進めていきたいと思っております。
- **〇3番(真貝政昭君)** 課長、建設水道課長でもいいのですけれども、平成27年度の入札の際の労務単価の額なのですけれども、普通作業員で今1万4,000円くらいでなかったかと思うのですけれども、確認したいのですが。
- **〇建設水道課長(本間好晴君)** 平成28年2月、これが今一番新しい労務単価でございます。普通作業員の単価は1万4,900円でございます。
- ○3番(真貝政昭君) それで、聞き取りなのですけれども、倒産された会社の季節雇用の労働者の賃金が日額8,000円台という額が聞こえてきたのです。これは先ほどの臨時の保育士の単価にも出まして、ずっとフルタイムで働いていて、休みなしに働いていて、年額200万ちょっと、休みも入れますと200万程度の収入で働かされていたというふうに聞くのです。これがもし事実だとすれば、やはり指名業者としていかがなものかという、労働者の生活のことを考えますと。また、社会的な労務単価の基準から考えますと、やはり事実だとすると問題がある、そういう額だと思うのです。それで、これがこの際町としても指名にかかわる業者の労働者への賃金に対する監視の目というのを強めていただいて、生活向上につながるような観点から、公契約条例ができないまでにしても、労

働者に対して責任ある行政の立場からしても、やはり監視の目を強めていただいて、正当な労務費を得られるような、そういう指導と、それからそういうのに従わない場合は指名をさせないと、そういうような姿勢が必要でないかと思うのですけれども、その点はどのようにされていきますか。 〇副町長(田口博久君) 今真貝委員さん、仮定のお話で、8,000円程度という話を聞いている、それでもしそういう業者がといった仮定のお話を前提として今質問されています。ですから、真実でない可能性の部分もある中での質問ということですので、そういったことを踏まえた上でお答えさせていただきますと、私どもも指名基準、指名する場合の法的な基準、そういったものをクリアした業者、その中に個々の雇用されている労働者の賃金までが含まれているのであれば当然にそういったチェックもしていきますし、そういったものが含まれていない、最低限労基法なり安全衛生法なり、そういった方法をクリアしている、そして財務状況も一定規模を満たしているといった町としての指名の基準を満たしているのであればそこまでのチェックまでもしませんし、そういった基準にのっとった形で指名業者指名する際にはチェックはしていきたいというふうに考えます。

○委員長(岩間修身君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- **〇委員長(岩間修身君)** ないようですので、次に6款農林水産業費、140ページから149ページまで質疑を許します。
- **〇9番(工藤澄男君)** 145ページです。委託料で植樹祭の部分が載っておりますけれども、昨年と恐らく同じ場所でこれ植樹するような話を、同じ場所というか、その近辺でやるということだったのですけれども、ここに土地下刈り整備とか改良整備とかと書いてありますけれども、去年実際に植樹した場所というのはただ伐根を抜いて、そのままのような状態で、それこそすごくがたがたというようなところで植樹したのを非常に記憶しております。そして、子供も参加しておりましたので、子供さん方は中のほうに余り入っていけないような状態でありました。ここに下刈りだとか整備と書いてありますけれども、ことしはそういうことのないようにするのでしょうか。
- **○産業課長(宮田誠市君)** 去年は天候も悪くて、そして今工藤委員さんおっしゃったとおり、その時点でもいろいろ皆様から指摘を受けました。よりよい植樹祭が行われるように頑張りたいと思います。
- **〇9番(工藤澄男君)** 147ページで負担金及び交付金、未来につなぐ森づくり推進ということで予算が組まれていますけれども、先日まず説明ありましたけれども、ちょっと聞き漏らした点がありましたので、どういう方の土地に植えるのか、もう一度ちょっと説明お願い。
- ○産業課長(宮田誠市君) そしたら、事業の概略についてまた再度説明させていただきます。 説明資料の52ページをお開きください。52ページに事業番号11番の事業名、未来につなぐ森づく り推進事業、事業費259万4,000円と載せてございます。それで、これの2番目の事業内容に書かれ ているとおり、森の多面的機能を発揮するために伐採後の山林に植林をする所有者に対する補助と いうことで、この春に今植林しようとする10ヘクタールの部分を伐採します。そして、その後に植 林する。その植林する事業に対する補助金であります。それで、ここに書かれている補助戸数3戸 というのは、1件が倶知安の千歳林業という会社、それからあと2件ほどが個人なのですが、そこ

の森林10へクタールを使って、そしてそこに植林する事業です。それで、その下に総事業費997万6,000円の負担割合として国51%、道33%、町10%、所有者6%になっているのですが、実際普通の植林ですと国の51%のほかに道は17%だけでもって補助金68%の事業なのですが、ここに表題にありますとおり、未来につなぐ森づくり推進事業ということは市町村がその事業に対して市町村も補助する場合は道もさらにまた補助金を出してくれるよということでもって、町が10%補助することによって道も同じく16%補助するというような内容になっています。一応余談なの……余談でないですね、この植林の内容につきましては一応トドマツを予定してございます。

(「トドマツ」と呼ぶ者あり)

- **○産業課長(宮田誠市君)** はい。もう一つ大事なことです。事業主体は、倶知安林産協同組合ということでもって、そこの協同組合が森林施業計画を立てているということでもって、そこの協同組合に対して国、道、あるいは町が補助する内容となってございます。
- **〇9番(工藤澄男君)** この事業というのは、これから毎年続いていくのでしょうか。
- **○産業課長(宮田誠市君)** この倶知安林産協同組合で持っている森林経営計画の中を少し拝見したのですが、実際今回やる回り縁のチェーン着脱所の裏あたりから始まって、結果的にはその事業計画を見る限りではずっと浜のほうまで、つまり小樽市の上のほうまでずっと長いような計画になってございます。ただ、その計画内容は逐次把握してございませんが、今回の植林に関して言うと、この後トドマツですと大体その後下刈りが10年ほど必要なので、その部分の下刈りについても今後町としても町の森林整備総合計画や事業計画をもとにして、ある一定程度のこの間民有林で行っている下刈り事業の補助も行っていかなければならないと考えています。
- **〇9番(工藤澄男君)** 今の課長の説明ですと、まず今回が大体10~クタールですか。そして、予定としてはずっと海のほうまであるというようになると、何十年の計画というみたいになると思うのですけれども、川の手前だけなのか、それともあくまでも畑とかなんか、今休耕地ありますけれども、そういう点を抜いて、やはり幾らでも木の生いているようなところにやっていこうという計画なのでしょうか。
- **○産業課長(宮田誠市君)** まず、計画の関係なのですが、この森林経営計画、昔は森林施業計画と言ったのですが、この計画については5年をスパンとして立てていかなければならないような計画になっていますから、この倶知安林産の5年がいつからいつまでだというのはちょっと私把握していませんが、5年ごとの計画に基づいて事業進めています。それと、今チェーン着脱所のほうから山のほうに向かって、古平川の山のほうだけも上のほうの部分を施業していくような形になっています。そして、倶知安林産協同組合ももうけなければならないので、当然植林する前には伐採の木を売って、製材化するなりいろいろあるので、できればいいような土地を求めるなり、それがしやすいような作業道をつけるなりというような利益をもたらすような計画にはなっているかとは思います。
- **〇9番(工藤澄男君)** 次に、149ページ、負担金及び交付金の中で去年から始まりましたウニの海中養殖の部分なのですけれども、去年から始まりまして、私1回だけ実際の現物を見せてもらったのですけれども、そのときは非常に食いのいいかごと食いの悪いかごというのがはっきりしていた

のです。そして、これからまた今回このかごをふやすような計画があるようでございますけれども、 その後の経過をちょっとお知らせください。

**○産業課長補佐(井本将義君)** ウニの海中養殖の現在の状況についてご説明します。

昨年の11月にかごを2基用意しまして、そのかごに間仕切りを入れて、4つの部屋をつくりました。その4つの部屋にウニを100個、それから200個、250個、300個入れまして、それぞれ同じ量の餌を入れまして、週1回約1キロの餌を、乾燥昆布を入れてきたところであります。その結果、2月に実入りの検査をしましたところ、100個入りの部分につきましては相当実入りが改善しておりまして、間もなく出荷できるのではないかというところまで成長しておりましたが、その他200個、250個、300個につきましては余り芳しい結果は得られなかったところでございまして、冬の時期に給餌するのがどうなのかというデータも得られましたことから、今後の、来年度以降の事業についても実施の時期を見きわめて、行ってまいりたいと考えております。

- **〇9番(工藤澄男君)** 去年私見させてもらったときは、岸壁に近いほうが余りふえがよくなくて、岸壁から離れたところのほうがふえがよかったように思うのです。そして、ことし、まだ恐らく乾燥の昆布だろうと思うのですけれども、生の昆布をあそこに養殖していますので、それを使うということになると、今度また違う形が出てくるのではないかと思うのですけれども、もし生の昆布にした場合のことを考えると、どのように予想しておりますか。
- **○産業課長補佐(井本将義君)** 現在でもかごの横に昆布が成長してまいりまして、海中林の関係で成長してきているところでありまして、乾燥昆布ではなく、成長した生の昆布を投入することによってさらなる改善ができるのか。今乾燥昆布を使用しているところですけれども、味が薄いですとか色が薄いなどという声も出ておりますので、どのような変化があるのかこれからも実証していきたいと考えているところでございます。
- **〇9番(工藤澄男君)** その上の浅海の資源保護事業補助金というのが出ておりますけれども、現在にこの補助金を使っての作業内容というのはどういうことをやっていますか。
- **○産業課長補佐(井本将義君)** 簡単に言いますと、密漁対策でありまして、現在の密漁の手口は 非常に巧妙でありまして、特に夜間の行動が多く、それについての常時の監視が必要でございます。 そのために夜間パトロールに回っておりまして、その方の人件費ですとか、車両の燃料代にこのお 金を使わせていただいているところでございます。

以上です。

**〇9番(工藤澄男君)** 要はパトロールにほとんどこのお金が使われているということなのですね。 そうすれば、結局この金は例えばパトロールのお金であって、確かに浅海のためにはなっているの でしょうけれども、実際に私まだ何か違う形のものを浅海としてやっているのかなと思ったのです けれども、わかりました。

終わります。

**○8番(高野俊和君)** 理解少し悪くて、同じこと聞いて、本当申しわけないのですけれども、今の147ページの未来につなぐ森づくり推進事業なのですけれども、これ町長の行政執行方針でも述べられておりまして、このときにちょっとわからないなと思っていたのですけれども、今回こういう

ふうに見ますと、未来につなぐ森づくり推進事業として10へクタールほど伐採後に植林する山林所有者に対する補助を行ってまいりますと書いています。これを見ますと、総事業費は1,000万近い金額で、それぞれの補助ついているのですけれども、今回の提示されている259万4,000円というのは、伐採する場所、補助戸数3戸、個人2戸、団体1戸と書いていますけれども、この2戸とこの団体1戸に対して借り上げ料というか、この3者に支払う金額がここに載っているということなのでしょうか。これ事業費の中に入っているということですか、それともこれは完全なる個人2戸、団体1戸に対する使用料というか、そういう分の支払うお金なのでしょうか。

- **○産業課長(宮田誠市君)** おっしゃるとおり、所有者に補助する形にはなってございますが、それもいろいろありまして、所有者が自分の持ち物としてそのままこの倶知安林産に事業を委託してやる場合は所有者が、それから逆に倶知安林産に土地を売って、そのまま倶知安林産がそれを事業するということになれば、そこの所有者は倶知安林産なので、そのケース・バイ・ケースがありますが、あくまでもここでいう土地の所有者に対しての補助金でございます。
- ○委員長(岩間修身君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- **〇委員長(岩間修身君)** ないようですので、次に7款商工費、150ページから155ページまで質疑を許します。
- **〇2番(堀 清君)** ページ数が153ページ。6款なのですけれども、ふるさと納税のほうなのですけれども、去年は現場の業者が大体6軒から7軒くらいとしてあったのですけれども、今年度は業者というものは数は多くなりますか。
- **○企画課長(小玉正司君)** 昨年8月に業者ふえて、今言ったように、8社です。ただ、1軒、2 軒やりたいというような声は聞いています。ただ、それも十分内容を確かめて、供給能力だとか、その辺話し合いながら決めていきたいなと考えています。
- **O2番(堀 清君)** 昨年のやっぱり実績から持っていくと大変すばらしい形だと思っているのですけれども、最終的な形の中で、きょう現在で構いませんので、全道的な形の中で比べた場合に当町は金額としてはどれくらいの番数になっていますか。
- **○企画課長(小玉正司君)** 振興局が取りまとめたのは昨年上半期、4月から9月分取りまとめたのがデータございまして、たしか古平町は十何番目かなと。そのときは寿都町、仁木町のほうが古平町より上でございました。それと、議会の、いつだったかちょっとあれですけれども、北海道で3番目だとかというようなお話ございましたけれども、昨年の11月、12月、ものすごい寄附金、寄附件数ございました。そのときのふるさとチョイスという一番大きいサイトですけれども、そこでさまざま肉だとかチーズだとか、そういう製品別で海産物、あと魚卵だとか、そのグループの中で全国で2番、3番になったというのが11月、12月ころございましたけれども、総体的な寄附の金額につきましては、データはございませんけれども、恐らく北海道では10番前後でないかなと、そのように思ってございます。
- **O2番(堀 清君)** まず、そこら辺我々は基本的には全道で3位というような形の中で聞いたというか、理解したというか、そこら辺で多少間違った形でしたので、再度今確認した中で聞きま

したので、委員の皆様、番数的には決して3番でないですので、気をつけてもらいたいと思います。 **〇9番(工藤澄男君)** 155ページの負担金補助及び交付金の中の「新・ご当地グルメ」開発事業補助金、これの現在までの状況をちょっと説明ください。

O産業課長補佐(井本将義君) 「新・ご当地グルメ」開発事業補助金への現在までの取り組みの 状況でございますが、28年4月からのスタートに向けまして、2月16日に、先日町長からも答弁が ありましたけれども、リクルートのヒロ中田さん、プロデューサー、全国を股にかけて歩いておら れる方が当町に参りまして、当町では何が資源として適当なのか。とにかくコンセプトといいます か、考え方が地産地消を進めていくということがありまして、古平のお米ですとか野菜、それから お魚を使った献立をみんなで考えていこうと、これから取り組みをしようとしている段階でありま して、町内の飲食店さんにも数軒声かけまして、幾つかから色よい返事をもらっているところ、ま た現在お考え中のところもありまして、4月からスムーズにスタートできるように3月中、残り少 ないですけれども、お店のほう回りまして、参加していただけるようにお声がけをしたいと考えて いるところでございます。

**○9番(工藤澄男君)** ホッケの刺身などという話もありますけれども、実際に例えばそういう生魚を提供する場合にはやはり漁業者の協力がなければ、まず第一にそれがなければ品物そのものができません。ですから、まず漁業者にどれだけの賛同者がいるのか。そして、例えばホッケの場合、刺身にした場合、たしか普通の魚よりは余り長持ちしないのではないかと思うのですけれども、私も何人かいろんな人に聞いたら、冷凍した場合は1日か2日もつと。それから、先日私偶然テレビで東北、今回災害、5年目になった、どこの漁港か知りませんけれども、鮮度をもたせるために何か氷を工夫したらしいのです。そしたら、その氷を使うようになったら3日から4日長持ちするというのです、刺身にしても。したから、ただその場所、私たまたまちらっとテレビで見ただけなものですから、場所ははっきりしないのですけれども、そういう面も調べてみて、そしてやはりそういう生もので売ろうとするのであれば、食べに来る人にも例えば食中毒にならないようにとか、いろいろやっぱり考えないといけないと思いますので、そういうのもしっかり調べて、これからやってほしいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○産業課長補佐(井本将義君) ただいまの質疑なのですけれども、ホッケを提供すると決定したわけではないところでございまして、先日ヒロさんが来られたときに古平といえばホッケか、あるいはタコなのか、エビなのかということで、ホッケということを言外にすごくおっしゃっていまして、それでホッケをどう食べるかということで我々と話した中で刺身にできるのかだとか、そういったお話が出てきたところであります。このご当地グルメのもう一つの目的として、ホッケを生で食べるということについては、工藤委員ご指摘のとおり、ホッケは猫またぎと昔言われたぐらい鮮度落ちが早い魚でありまして、そのためにはとってすぐ血抜き、活締めするなどの方法で、それでさばいて、おろして、冷凍する、害虫対策する必要があるのですけれども、それをすることによってホッケの付加価値向上ということもつながっていくと思いますので、もしホッケになった場合、そして検討の結果ホッケを刺身として提供するということになった場合は、そのもととなるホッケを漁獲される漁業者の皆様のご協力が当然必要ですので、その点は漁協と連携、また生産部と連携

密にしまして、取り組みを進めてまいりたいと思っております。 以上です。

- **○9番(工藤澄男君)** 私最初に話を伺ったときはホッケから聞こえたものですから、私ホッケだと思っていたのですけれども、それはそれでいいのですけれども、そしたら今度古平にもいろんな海産物なりが、売ろうと思えばやはり海産物いろんなものあります。そして、実際に今余り知られていないのがツブだと思うのです。ツブのフライとかというのは、商店で見かけること余りないです、ほとんど。だから、そういうのも開発したりして、例えばそういうものも丼物にできるなら丼物とか、まだ古平の食材でもってつくろうと思えばいろんなアイデアがいっぱい、あえて一般の家庭の奥さん方のほうが自分でいろんな工夫して、古平のものをつくって、食べているものがあると思うので、みんなから募集して、古平ではどういうものがいいかとか、その程度までやるつもりはありますか。
- **○産業課長補佐(井本将義君)** 新ご当地グルメができ上がるまでいわゆる開発会議といいますか、お店の皆様に集まってもらって、実際に調理してみたり、どういったものがいいのかという会議を恐らくプロデューサーのヒロ中田さんが月1回ぐらい来て、10回ぐらいあるのかなと。それから、自分たち、町のみんなで集まって検討するのに恐らく20回、30回、完成するのが来年の2月ぐらいにできるのかなというふうに見込んでおります。といいますのも、簡単にできればできるほど廃れてしまう時期も早いというふうに思われていますので、10カ月、1年近くかけまして、税金を使わせてもらって開発するわけですから、しっかりとしたものをできるようにみんなで頑張っていきたいと思っているところでございます。

以上です。

### ○9番(工藤澄男君) わかりました。

それから、その1個上のマスコットキャラクターについてちょっと伺いたいのですけれども、これができてからいろんなイベントなんかによく出てきています。だけれども、いろんなテレビなんかでも今ほとんどこのマスコットキャラクターがいっぱいでてきてやっていますけれども、どうも古平のマスコットキャラクターは動きにくいのではないかというのが私の感想なのです。どこ行っても必ず誰かそばについていなかったら歩けないような状態で今やっています。そうしたら、せめて、飛んだりはねたりはしなくてもいいですけれども、自分一人でさっさ、さっさと歩けるぐらいの改良はできないものでしょうか。

- **○産業課長(宮田誠市君)** 漁協祭なんかでもってマスコットキャラクター出てもらって、動きづらいのはわかります。足の部分がすごく大きくて、動きづらいのはわかるのですが、いかんせん商工会のほうでもって決めたキャラクターなので、そのような状況については今後また商工会のほうといろいろ何かある都度こんな意見もあったのだとか、こういうふうにしたらいいのでないかとか、何かいろんな部分でもってまたその辺は話があったということでもってお互いに話し合っていきたいと思います。
- **〇9番(工藤澄男君)** そういうことで改良お願いします。ただ、古平の町の中だけでやっている 分には古平の人、範囲が狭いですけれども、実際に今度いよいよ例えば札幌なり地方へ物売りに行

くときに一緒についていったときには動きが鈍かったらやっぱりよそのキャラクターには完全に追いつけませんので、なるべく動きやすいキャラクターということで改良早目にお願いします。 終わります。

○5番(寶福勝哉君) ふるさと納税について質問いたします。

ただいまサイトのほうがふるさとチョイスというサイトを使用しているようですが、販路拡大の ためさとふるネットなどの別サイトへの登録とかのお考えはありますでしょうか。

- ○企画課長(小玉正司君) 今のサイトはふるさとチョイスといって、ほとんど全国の団体がそこを利用していますけれども、ほかに楽天でもやっていますし、そういう書類も役場にも来ます。あと、これからさまざまなサイトもできていくような気します。そういうことで、いろんなところに登録すれば恐らくもっとふえるのかなと。ただ、問題は供給できるかどうかというのも一つ大きい問題かなと。実は、本当に12月、物すごい件数集中しまして、ちょうどお歳暮時期でございました。そういうことで、古平町の製品は本当に評判よく、おいしかったとかあったのですけれども、12月は残念ながら粗悪品といいますか、急いで、解凍間に合わなくて、手でほぐして、足が折れたとか、そういうのございました。本当に残念な結果でしたけれども、そういうのを考えますと今の段階で間口広げるのが適当かどうかというのは本当に難しい問題かなと思っています。そういうことで、これから貴重な財源にもなりますので、さまざま考えながらその辺検討してまいりたいなと思っています。
- ○1番(木村輔宏君) 今課長からの答弁ですけれども、ふるさと納税の件ですけれども、ただ黙っておくとどんどん下がっていくと。いろんな中でいろんな方々が、方々という、いろんな町がやっていますので、やっぱりこれを維持していくというのは大変だろうけれども、逆の言い方すれば、これから古平でいけば札幌古平会、東京古平会あるわけですし、また町長さんもいらっしゃいます。議長さんもいらっしゃいますけれども、例えば議長さん方もこんな中出ていくわけですから、それもいろいろな中でパンフレット等は持っていっていただいて、やっぱり宣伝していただくということもこれ必要ではないのかな。多分ふえるというよりも維持していくのが大変な時代にやっぱりなってくると思うので、そういう方法論、それからこれはちょっと言っていいかどうかわかりません。例えば古平観光協会とかとあるので、そういう方々からもやっぱり宣伝していただける方法も逆に言えば必要ではないのかなという気がしますけれども、それはどんなもの。
- **○企画課長(小玉正司君)** この件につきましては、以前もこの数値については特に新年度予算 3 億7,800万ですか、本当に頑張らなければこの数字はクリアなかなか難しいかなと思っています。そういうことで、さまざま方法を考えながら、手をかえて、品をかえて、さまざま宣伝していきたいなと本当に思っています。
- **○1番(木村輔宏君)** これ実際にパンクした……パンクではなくて、いい意味でパンクしてしまったのですかね、そこの会社の社長とも先日会ってお話ししたら、ことしはもっと頑張りますよというお話が返ってきました。ということでいけば、やっぱりこの一つの大きな古平の財源として必要なことだろうと思いますので、いい意味でまたパンクしたらいいのかなと思っていますけれども、その辺の努力をまずお願いしたいと思います。答弁は要りません。

次に、先ほど出てきました155ページの新ご当地グルメの件でございますけれども、先ほどある委員さんから出たように、ホッケと決めてかかっていますけれども、逆な言い方すれば農家のカボチャとか芋とかにしても、古平のカボチャ等はブランド的には結構立派なものだろうという気が、ただ1年間そういうものがあるのかどうかわかりませんけれども、余り固定しないで、どんなものがいいのかという考え方をまずとっていただきたい。それから、もう一つ、毎回こういうものをやると、月に1回でもいいのですけれども、ご立派な方ばかり集まっていただいて、検討していくのです。ですから、一般市民の方から抽出して、無差別に選んでいただいて、そういう方のご意見を聞く。そして、やっぱり先ほどお話があったように、商店というか、飲食店の方々も踏まえた中で、そういう方々、1社、2社ではなくて、皆さんに集まっていただける日を選んでいただいて、広範囲な中でやっていくという方法もいかがなものでしょうか。

**○産業課長補佐(井本将義君)** ただいまの木村委員の新ご当地グルメの関係についてお答えします。

試食会をこれから飲食店さんが中心になって集まって、試行錯誤しながらつくっていくことになりますけれども、今委員おっしゃったように、特に女性の方のご意見ですとか、あるいは子供のご意見というのですか、子供のお話ですとか、幅広い層の方をお招きして、試食会をしなければならないということも計画の中には入れておりますので、よろしくお願いします。

- **○1番(木村輔宏君)** ということは、先ほどある委員さんからも出たのですけれども、意外と昔の食べ物というのは、昔の食べ物、今の食べ物でも一般家庭で料理したもの、そういうものを結構懐かしいというか、意外とおいしいなという、先日私東京にぬかボッケ持っていったのです。ちょっと料理屋さんの人につくってもらったらすごくうまくつくるのです。こういう料理ってあるのですかということと、私の友達で旭川にいる方が青森で料理屋さんまでいきませんけれども、やっている方が持っていくと、本当にこれはおいしいものだなと。意外と普通の方々がつくっているものは、ブランドにはならないかもしれないけれども、結構おいしいものがあるので、そういう開拓の仕方というものも考えていらっしゃるでしょうか。
- **○産業課長補佐(井本将義君)** 新ご当地グルメの目的として1番目に来ますのが地産地消を進めていこうということであります。もう一つ考えていますのが、その次に来ますのが魚のブランド化ですとか野菜のブランド化。ご当地グルメのイメージなのですけれども、例えば昔はカレーライスですとかチャーハンですとかラーメンですとか単品で出して、提供してきたというところが多いのですが、今最近のはやりでいいますとお膳形式というのですか、御飯があって、メーンのものがあって、もう一つ食材があったり、漬物があったり、お吸い物があったり、おすし屋さんで出すようなお膳がはやっているところで、今お話に出ました古平の郷土料理なんかも当然試作の中には入ってくると思いますので、ご意見、またこういった食べ方があるよということはどんどん教えていただければ助かります。よろしくお願いします。
- **〇7番(山口明生君)** 151ページの中段にあります古平町商工会の運営助成金の助成金の内訳を教えていただきたい。
- **○産業課長(宮田誠市君)** 商工会に対する運営助成金ですが、27年と同じく520万、内訳につきま

しては、この520万を算出した内容につきましては商工会から上がった補助金の概算申請というか、 内容といいますと、商工会の総事業費2,186万1,000円に対して、まず最初に北海道からの補助金67.9 %、額にして1,483万7,000円を差っ引きまして、それで会費ももらいまして、町としての520万については率として大体23.8%の補助率となってございます。

- **〇7番(山口明生君)** その補助率はわかったのですが、その補助内容を教えていただきたいのですが。
- **○産業課長(宮田誠市君)** 補助の内容ですが、大まかに2つに分かれていまして、職員の設置費、つまり人件費です。それと、それから普及事業費、宣伝費です。そのような2つの項目で分かれていまして、町のほうの520万の内容につきましては、人件費については472万円、それから事業費に対しましては48万円ほどの内容となってございます。
- **〇7番(山口明生君)** もう一点お聞きしたいのですが、155ページの古平町雇用促進奨励交付金というのがありまして、この交付金の行き先といいますか、どういった形で交付されるのかというのをちょっと教えていただきたいです。
- **○産業課長(宮田誠市君)** 古平町雇用促進奨励交付金、これにつきましては、例の加工協の方絡みで平成26年の6月に古平町雇用促進奨励金交付要綱というのを定めてございます。その要綱に基づいて補助するわけでございますが、この300万の一応予定していますところにつきましては水産加工場3件を予定してございます。それで、要綱の内容で1件当たりの上限が100万円となっていますので、3件分の300万を計上させていただいております。
- ○委員長(岩間修身君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**〇委員長(岩間修身君)** ただいま一般会計予算、7款商工費までの審議が終わりました。

#### ◎延会の議決

**〇委員長(岩間修身君)** 質疑の途中ではございますが、本日の会議はこれにて延会いたしたいと 思いますので、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岩間修身君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

#### ◎延会の宣告

○委員長(岩間修身君) 本日はこれで延会いたします。

なお、明日委員会は10時から開催いたします。

延会 午後 3時07分